

日本弁護士連合会臨時総会報告

2017年3月3日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2017年3月3日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会52会、出席弁護士数のうち本人出席が587名、代理出席が1万1,520名の合計1万2,159名であった。

総会は、出井直樹事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

中本和洋会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

私ども執行部は昨年の4月に就任し、ほぼ1年を経過した。ここまで来られたのも、会員の皆様方の御協力と御支援の賜と深く感謝している。

昨年は4月に熊本地震が、10月に鳥取県中部地震が発生し、その間、台風が何度となく上陸をし、東北地方や北海道に多大な水害をもたらした。年末には糸魚川の大規模火災も発生した。被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、日弁連は引き続き被災者の皆様への支援活動に全力で取り組んでまいりたい。

昨年は、弁護士の業務や活動に関するいくつかの法律が制定された。刑事訴訟法、児童福祉法、総合法律支援法の一部改正があった。これらの法改正に対して今年も引き続き対応を続けていく所存である。

昨年は喜ばしい報道もあった。年末に法務省から、修習生に対する経済的支援として、新しい給費制度の概要が発表された。これは、4年余にわたるビギナーズネットの皆様や、各地の弁護士会の先生方の尽力により、各種団体の賛同をいただき、また454名もの国会議員の賛同メッセージを頂いた結果である。皆様に心より感謝を申し上げます。

日弁連は、ここ十数年間で会員が倍増しており、3万9,000人を数えるに至った。このような中、世代間、地域間、また帰属主体間において、弁護士会に対する意向や要望が異なってきている。

しかしながら我々は、弁護士強制加入制度という同じ船に乗っており、人権擁護と社会正義の実現という使命を担って同じ方向を目指している。日弁連は、会員の様々な意見を集約して合意形成を図り、日弁連が抱えている課題一つひとつの実現に向けて取り組んでいかなければならない。引き続き、会員の皆様方の御理解と御協力をお願いしたい。

本日は、弁護士自治を守るための不祥事対策、少年・刑事弁護事件、扶助事件を支え

るための特別会費の問題、弁護士会のガバナンスを改善するための日弁連の会長選挙規程の改正、総会の定足数の創設という大変重大な議題がめじろ押しとなっている。充実した審議となることを祈念して、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

続いて正副議長の選任手続がなされ、中本会長が選任方法について議場に諮ったところ、鍛冶良明会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、中本会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、中本会長は、議長として栃木敏明会員（第二東京）、副議長として三木祥史会員（第一東京）及び足立珠希会員（鳥取県）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、中本会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、佐々木広行会員（東京）、石川剛会員（第一東京）及び河本智子会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、中本会長から、第1号議案及び第2号議案、第3号議案及び第4号議案並びに第5号議案及び第6号議案は、それぞれ関連する部分がある議案であるため、第1号議案及び第2号議案、第3号議案及び第4号議案、第5号議案及び第6号議案、第7号議案並びに第8号議案の5つのグループとし、議案が複数にわたるものは一括上程して審議されたい旨の意見があり、議長は、上記グループごとを一括審議し、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

〔第1号議案〕 預り金等の取扱いに関する規程（会規第97号）中一部改正の件

〔第2号議案〕 依頼者見舞金制度に関する規程制定の件

議長は、第1号議案「預り金等の取扱いに関する規程（会規第97号）中一部改正の件」、第2号議案「依頼者見舞金制度に関する規程制定の件」を一括して議題に供した。

早稲田祐美子副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第1号議案及び第2号議案は、平成25年5月に定めた預り金等の取扱いに関する規程を一部改正し、この強化を図るとともに、依頼者見舞金制度の創設を行い、もって預り金横領等の不祥事に対応する依頼者保護制度を構築することを目指すものである。

平成23年頃から、弁護士が業務上預かり保管する金員を横領する事件が続けて公になり、マスコミ等報道でも大きく取り上げられた。

このような事態を放置すると、弁護士及び弁護士会に対する市民の信頼を揺るがせ、弁護士の法律事務の独占に対する疑問、あるいは弁護士自治に対する批判を招きかねない。

日弁連は、平成25年に当面取り組むべき不祥事対策について「不祥事の根絶をめざして」及び「不祥事の根絶をめざして その2」という提言を取りまとめ、これらに基づき、各弁護士会に不祥事対策の取組を要請し、弁護士不祥事対策を総合的に推進してきた。

これらの総合的対策は、大きく分けて非行探知、被害拡大防止、非行発生自体の阻止、重大非行防止、重大非行への対応である。これらを受け、現在、弁護士職務の適正化に関する委員会を中心として、市民窓口の機能強化、弁護士会による懲戒請求手続の整備及び全国協議会による情報交換、事前公表制度の運用強化、日弁連メンタルヘルス相談制度の設置、会員サポート窓口の設置、マネジメント研修、弁護士のライフプランの検討等幅広い施策を実施している。

しかし、遺憾ながら、なお不祥事が公となる事態は続いている。

市民の弁護士及び弁護士会に対する信頼の低下を防止するため、日弁連の不祥事に対する問題意識と取組姿勢を明確に示し、発生した被害の対応策を含め、更なる不祥事について実行可能な施策を迅速に講ずることが今何よりも求められている。

今回、事前の不祥事防止策として、預り金等の取扱いに関する規程を更に強化するとともに、事後的な対応策として、新たに依頼者見舞金制度を創設することで、相互に機能して不祥事に対応する依頼者保護制度を構築することを目指すものである。

日弁連の総合的な弁護士不祥事対策は、これらの施策に尽きるものではなく、不祥事の根絶を目指して、今後も継続して総合的に取り組むものであることは言うまでもない。

預り金等の取扱いに関する規程の一部改正は、所属弁護士会に対する預り金口座の届出義務を課すものである。

現規程は、第3条に口座開設義務を設け、第9条に弁護士会の調査権を規定している。今回は第3条を強化し、一般の預り金口座については、届出義務を課すとともに、口座名義に預り金口座であることを明示する文字の使用義務を追加している。第9条の弁護士会の調査権については、調査権発動端緒の規定を追加している。届出義務を課すことにより、全ての会員において預り金口座の開設義務の履行を確保しようとするものである。

なお、今回は一般の預り金口座のみを届出対象とし、特定の依頼者あるいは特定の事件のみを管理する専用口座、いわゆる特定専用口座については届出義務から除外している。これは、特定専用口座も届出の対象とすると、会員及びこれを管理する弁護士会にとって事務が煩雑となるおそれがあるからである。

特定専用口座の届出については、今後の検討課題としている。現在、福岡県弁護士会及び岡山弁護士会は、この改正案よりも強化した預り金に関する規程を設けていると伺っているが、本規程は、日弁連全体のミニマムスタンダードであり、各弁護士会が本改正案よりも厳しい規程を設けることを排除するものではない。

また、施行日は、平成29年10月1日を予定し、施行の日から3年間の経過措置を設けている。

次に、依頼者見舞金制度の創設について説明する。弁護士には職務の独立性と守秘義務が課されており、弁護士会といえどもみだりにこれを侵すことはできない。弁護士会が個々の弁護士の業務内容について、指揮監督することは原則としてできない。

したがって、弁護士が業務上預かり保管する金員を横領した場合でも、弁護士会が当該弁護士に対する監督義務違反があったとして、被害者に対して損害賠償責任を負うということは原則としてない。これは奈良弁護士会が会員の監督責任を理由に損害賠償請求を受けた事件の大阪高等裁判所の判決が判示しており、最近の福岡地方裁判所の判決においても再確認された。

しかし、一般市民は1人の弁護士の不誠実な行動を当該弁護士個人の問題として受け取らず、全ての弁護士に対する不信感を植え付けることになり得る。個々の不祥事について、被害者に対して法的責任がないとしても、そのことゆえに発生した不祥事を座視することは弁護士会がとる対応として適当かどうかを考慮されるべきである。

また、弁護士は、弁護士法第72条により法律事務を独占しており、市民は弁護士以外の者に法律事務を依頼することは原則としてできない。そのため、不祥事が続き、市民の弁護士に対する不信感が蓄積され、弁護士に対する信頼が失われる事態に至れば、弁護士の法律事務の独占や弁護士自治が失われ、弁護士制度の深刻な変容を招きかねないという危機感を我々弁護士は共有する必要がある。

さらに、不祥事を起こした弁護士が資力を失っているために被害者が被害回復し得ないような場合において、一般市民が被害者のときは、生活に困窮するようなことにもなりかねない。このような場合に、弁護士会に法的責任がないとしても、幾ばくかの資金を被害者に提供することができれば、それは被害者の生活保障的な意味を持ち、また精神的な被害を緩和する効果も期待し得る。なお、不祥事の被害は弁護士業務に伴う預り金全般にわたっており、それが弁護士全体の信用に関わる問題となることから、例えば成年後見分野といった特定の業務分野を取り扱う弁護士に限定せず、全ての預り金を対象とする制度が必要である。

以上の点を踏まえ、発生した不祥事の事後的対応策として、依頼者見舞金制度の創設を提案する。以下、依頼者見舞金制度の概要について説明する。

まず、不祥事の被害者に給付する金員の性格が被害弁償的なものではないこと、被害者に金員の支給に関する権利性がないことを端的に示すため、規程の名称を依頼者見舞金制度に関する規程とした。

依頼者見舞金の対象被害者は、自然人に限定した。対象行為の範囲は、弁護士依頼者等からの預り金の横領とした。依頼者見舞金の支給後に加害弁護士に求償する、あるいは対象被害者から加害弁護士に対する損害賠償請求権の譲渡を受けるといった制度設計にした場合には、依頼者見舞金の性格が損害の填補とみられ、保険業法上の保険業に該当する可能性が高まるため、これらは採用していない。また、支給の要件として加害弁護士が賠償の資力のあることが明らかでない場合に限定している。

なお、依頼者見舞金の支給対象となるような事案では、当該事案の加害弁護士が資力を失って、その求償に実効性が期待できないことが一般的であると考えられる。さらに、発生した不祥事の事後的対応策であることと、貴重な会費を運用資金とすることの調和を図る必要がある。そこで、対象被害者1人当たりにつき支給し得る上限額を500万円とするとともに、対象被害者が複数ある場合には、その被害者らに対して、支給する見舞金の合計額の上限を加害弁護士1人当たり2,000万円とした。会長は、その限度額の範囲内で裁量により具体的な支給額を定めるものとしている。

依頼者見舞金の予算は、一般会計で管理し、1会計年度における依頼者見舞金の支給総額は毎年度理事会で上限を定め、それは当面1億円を超えない額を目安とした。一般会計で管理するのは、保険業法の適用の疑義がないように配慮したものである。

対象となる事案の適用時期は、平成29年4月1日以降の横領行為とした。

最後に、本制度は新たに創設する制度であり、取り巻く状況の変化も生じ得ると考えられる。そこで、一定期間の運用の後、制度を見直す機会を設けることとした。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

棚橋邦行会員（岐阜県） 「第1号議案について質問する。岐阜県では、預り金という名義を使わずに弁護士名の口座を預り金口座として使っている場合がある。

例えば、既に裁判上の和解などで、5年とか10年の分割払という形で裁判上和解調書が作られ、相手から弁護士名の口座に和解金が振り込まれている途中の段階で、その名義を変えなければいけないような事態が発生するのではないか。

もし、名義を変えたときは、相手の名前が変わったので振り込まないというようリスクが発生すると思うが、そのような場合について、どのようにお考えなのか。名義を変えなくてよいとした場合、今度はお金を振り込んでくる相手から、この弁護士は名義を変えていないとして懲戒請求されると、この規程に反するので懲戒事由になるのか。」

橋本賢二郎副会長 「金融庁からは、預り金、預り金口などの名称を冠する口座を開設することは法令その他の点で問題ないという見解をいただいている。金融庁から金融機関の各中央団体に対し、預り金などの名称を冠した口座を開設することについて協力を依頼する周知文書を発送してもらっている。さらに、私どもで金融機関の各中央団体

に依頼しており、各傘下の金融機関に対して全国に周知文書が回っているはずである。

名義を変更する必要があるかについては、3年以内に変更していただきたいということである。

懲戒手続に付された場合にどのような判断がなされるかについては、個別の判断であり、回答する立場にはない。」

松澤陽明会員（仙台） 「第2号議案について質問する。横領の被害者が、例えば隣のビルに住んでいる弁護士に対して、あそこの弁護士に俺は横領されてしまった、同じ弁護士会に所属しているのだから道義的責任を取ってほしいと言われたときに、道義的責任としてその弁護士は見舞金を支払ったほうが良いと、今回の提案は考えているのか。

見舞金制度を創るということは、一般会員の会費からある程度のお金を拠出することになるわけであり、今のような設問に対して、執行部は、道義的責任を取らなければいけないということをおっしゃりたいということなのか。

もう1点は、弁護士が弁護士政治連盟というのを創っているが、これは加入している弁護士が資金を拠出することで成り立っている活動だと思う。なぜ任意の被害者救済のための基金を創り、任意の寄付を集めて運用するというような方策がとれなかったのか。そうすれば、一般会員に強制するものでもなく、被害者の救済のために日弁連が基金として作り上げたということで、対策としての有効性もあると考えられるのではないか。」

橋本副会長 「1点目については、そうではないというのが答えである。今回の制度は、日弁連会長が裁量として支払うものであり、個々の会員に対して個別に何らかの責任を負わせることは想定していない。したがって、個々の会員が誰かから道義的責任を取れと言われても、対応する必要はないという立て付けである。

2点目については、日弁連全体、日本の弁護士全体が1人の弁護士によって傷つけられた弁護士の職の信頼を維持、回復するという姿勢を示すためにこの制度を導入したいと考えており、日弁連全体として実施したい。一部の者だけでは全体の信頼回復には足りないと思う。そういうことから、一般会費を財源として導入したいと考えている。」

川面武会員（第一東京） 「今回、犯罪人のために会員の一般会費を使って補填するとは、日弁連はおかしなことばかりやっている。同じような提案を例えば強制加入団体の我が国の他の士業団体、司法書士とか、あるいは強制加入でなくても、日本医師会のようなかなり多くの会員が入っている加入団体でやっている例があるか。

医者が人を殺したときのために、日本医師会が医師会の会費で、一般会員の会費で補填をするという制度があるか。司法書士会とかその他の強制加入団体が、加入団体のお金で補填するような制度が本当にあるのかということを知りたい。同様に、日弁連に値するような諸外国の弁護士会で、犯罪人のために一般の会費を使うというような例があ

るのか伺いたい。

弁護士が犯罪を行ったときに、お見舞いしますと言われたら、普通の人は馬鹿にされた感覚がすると思う。1億円被害を受けた、では500万払ってあげましょう。ありがとうございますと思うか。馬鹿にするのではないかと思うのが普通の感覚だと思う。」

橋本副会長 「1点目の我が国の強制加入の他の士業において、同様の制度があるかという質問については、ない。ただし、司法書士会はリーガルサポートというものを成年後見事務に関して行っている。

2点目については、アメリカにおいて、ワシントンD.C.、ニューヨーク、マサチューセッツ、イリノイ、カリフォルニア、ワシントンなどで行われている。

3点目については、この制度は、被害を受けた方が申請をして、それを受け付け、会長が裁量で払うかどうかということであり、こんなものをもらえるかという方は、申請はされないのではないのかと思う。」

及川智志会員（千葉県） 「第2号議案について質問する。見舞金制度は、日弁連が数か月という短い期間で見舞金を支給するかを決めるとするが、日弁連が見舞金の支給を決めたが、各弁護士会は懲戒請求されたときに懲戒しないというのは、非常に難しくなると思う。逆に、日弁連が支給をしないと決めたときに、各弁護士会が懲戒するというのも、非常に難しいと思う。そんなことをすれば後で日弁連にひっくり返される。また世間に袋叩きに遭うということになり、非常に難しいことになる。

そうすると、今回の見舞金制度というのは、ラフな懲戒制度を作るに等しいことになる。それが各弁護士会の判断を拘束してしまうことになると思う。この制度は、日弁連が各弁護士の自治、懲戒権を侵害するということにならないか。」

早稲田副会長 「懲戒制度の関係については、第14条で懲戒制度とは関連しないという規定を入れている。事実上影響があるのではないかという質問であるが、私どもは、見舞金は見舞金であり、懲戒制度とは異なるので、懲戒手続において、厳正に御審査をいただければと思っている。ただし、支給の決定等については、加害弁護士の意見を聞く機会を設けるべきだという理事会からの指摘があり、それを導入した。」

北周士会員（東京） 「定足数と議決権に関する件について、私は、東京弁護士会に所属しており、18通委任状をいただいていた。先ほど、受付で確認をしたところ、15通になっており、うち3通は東京弁護士会の会長印で受任者のところが変更されていた。合意があったのかと思い、委任者の方々に確認をしたところ、同意をしたことはないと。委任状が自分の知らないところで書き換えられているという回答を2名から得た。

委任者が意図していない者に受任していることになっている状態で、そもそも定足数

を満たすのか。議決権の委任を受けたかについて、極めて疑義がある。

少なくとも東京弁護士会においては3通、本人の意図に沿わない変造がなされており、委任状に会長印で訂正されたものがあるかどうかの確認を願う。」

議長は、執行部に答弁を促した。

出井事務総長 「定足数という話があったが、総会には定足数はない。だからこそ第8号議案を提出しているということである。

ただ、委任の問題は個別の議決権行使に関わる問題であると思う。事務局から、東京弁護士会の認証を経た委任状のうち3通に、会長印が押されていて変更されているものがあったようであるという報告は受けている。更に調査をしたい。現段階で全委任状の確認が必要だとは考えていない。」

北会員（東京） 「3通は全て私に対する委任であり、他にも相当数ある可能性は十分にあると思われる。確認が必要でないと思われる理由を教えてください。」

議長は、執行部に答弁を促した。

出井事務総長 「そもそも変造かどうか、事実確認はできていない。現段階で、他にその可能性があるというのは、抽象的にはそのとおりかもしれないが、他にそのような指摘はなく、現段階で全委任状の確認ということは必要ないと考えている。」

鍋島泰樹会員（神奈川県） 「私も来る予定がないのに来たところ、私の委任状が違う方の名前に入っていた。原本を確認したところ、私の場合は名前はそのまま、別の方の票に計算されていた。他にも多数あるのではないかという疑いを拭いきれない。

まして、北会員については、本人の依頼がなく会長印が押されているという、かなり犯罪行為に近いものだと思うので、チェックは必要ではないかと思料するが、執行部は変造があっても別に犯罪行為に当たるかは、後でやればよいというお考えなのか。」

議長は、執行部に答弁を促した。

出井事務総長 「北会員からの東京弁護士会の委任状の問題についても、東京弁護士会にも事情を聞かないといけない。現時点での確認はこれ以上できない。」

議長は、執行部から話があったとおり、各弁護士会の会長の認証があるということであり、それを受けて日弁連事務局は、その形式を確認済みだということであり、議長と

しては、この議論はこれで終わりにしたい旨述べた。

菅本麻衣子会員（東京） 「私も本日7通委任状が来ているとの知らせだが、私が名前を確認していない方からも委任されている可能性がある。委任状を、個々に委任を受けた者が確認してから、第1号議案から採決をしないと正確な数にならないので、各弁護士会で確認してから採決にしていただけませんか。私の委任状自体も、確認したい。そのための時間を採決までにいただけませんか。」

議長は、次の質疑を続け、後に委任状の件について議論する旨を確認した。

鈴木秀幸会員（愛知県） 「アメリカの数州がこういう例があるという回答だったが、僕の知っている限りでは、そういう州は基金制度をとっていて、我が国のように強制加入制度をとっていない。強制加入制度で一般会費を見舞金に回すような制度があるかという質問には世界中一つもないというのが、正しい回答ではないかと思うが、いかがか。」

橋本副会長 「先ほどは、今回提案しているように、一般会費からストレートに払うのではなく会費から別の基金を作る形で払っているということで紹介した。」

石田亮会員（東京） 「強制加入かどうかをまず答えてほしい。」

橋本副会長 「強制加入のところもあると承知している。」

川面会員（第一東京） 「別の会員が私の質問の意図を大体言っていたが、私自身は、強制加入に限定せず、例えば日本医師会のように、大半の会員が事実上入っている団体も含めて聞いたつもりであった。

ただ、先ほど最初の回答に出てきたリーガルサポートは、成年後見に関する領域を扱っている団体だと思う。司法書士の中で成年後見に関与している人はどのぐらいいるのか。相当多数の会員が入っている団体ではないわけなので、それは比べる対象にはならない。

アメリカの例もそうだと思う。そこに入らなければ仕事ができないということが一番の質問の趣旨である。同時に、更に広げて日本医師会のような団体でさえそういうことをやってないということを聞いている。少なくとも、リーガルサポートは司法書士の何%ぐらいが入っているかについて回答をいただきたい。」

橋本副会長 「何%加入しているかという数字は把握していない。」

小早川真行会員（東京） 「弁護士の横領事案が多発しているということだが、例えば何年弁護士やった人だとか、何歳の頃だとか、修習期、原因、動機、手口等の分類調査はしたのか。したのであればその結果を会員は見ることができるのか。口座開設義務や、調査権がどのように役立つということで創設を考えているのかという前提として、調査があったのかというのが質問の趣旨である。

見舞金制度については、年間の見舞金支給総額の上限は1億円を超えない額を目安と書いてあるが、横領が多発して申請があったときに、今年の見舞金の枠は使い終わったから支払わないということになって終わるのか、来年に回すということになるのか。」

早稲田副会長 「1点目については、分類側の何件というところまでの分類はしていない。1年間の不祥事案件はいろいろと集めており、あらゆる預り金に関する横領があるということである。修習期についても、多種にわたっているが、何期にどういう方がいるということまではまだ分類をしていない。原因についても多種にわたっている。

2点目については、1年間にたまたま多発してしまった場合、その1年間のところで会長が裁量として、どのぐらいの金員を支払うかを考えていくことになろうかと思う。」

齋藤尚会員（愛知県） 「提案理由の中に、弁護士の不祥事を放置すると、弁護士自治に対する批判を招きかねないというくだりがあるが、ここに言う弁護士自治の核心というのは、どういうものだとお考えなのか。」

早稲田副会長 「時として権力と対峙しなければならない。それが弁護士であるので、監督官庁を持たないで、我々の中で懲戒等不祥事にも対応するというところが、私は、弁護士自治の核心だと思っている。」

小出重義会員（埼玉） 「先ほどの副会長の答えが全然理解できない。基金を集めるというのは、強制加入の会員のみみんなの会費を使うのではない。基金に賛成する人が出すのであって、これは全会員の会費を使うという制度であり、全然違うのではないか。」

橋本副会長 「先ほど申し上げたのは、会費の中から別会計で基金を作って運営しているということである。そこは会員全員から集めた金が原資になっているという制度のようである。」

鈴木会員（愛知県） 「アメリカの制度は、弁護士会とは関係のないところで、別個の会を作っている。基金制度を持っているところの会員になるか否かは自由だ。弁護士会の一般会費から出すのとは違う。基金制度の中の会費である。

日本で言うと、司法書士のリーガルサポートも、司法書士の3割ぐらいがその基金制

度の会員になっている。そこで会費を集めているという話であり、今回の日弁連の一般会費から見舞金に回すという制度とは全然違う。愛知県に来られた日弁連の担当の人が、世界に類例ないと言って帰られた。」

橋本副会長 「アメリカと一括りに指摘しているが、州によって結構違いがあるようである。任意の形のところもあるようであるが、先ほど私が紹介したような弁護士会の一般会費から別基金という形にしている。アメリカは保険業法の縛りがないので、そのような形がとれていると思うが、日本では保険業法の縛りがあり、そのような形がとれないということで、今回制度設計した。」

及川会員（千葉県） 「見舞金の第7条に公告という制度がある。これは横領したと疑われている弁護士が、その結論が出る前に世間に公表されてしまうという制度だと理解している。昨年11月に、千葉県弁護士会に日弁連の方が説明に来られて、公告だけではなく、日弁連は積極的に記者会見をして、横領をしたとされる弁護士のことを公表するというふうにおっしゃった。そうすると、もし間違いがあつて見舞金を支給しないという結論になった場合に、回復措置をどうするのか。その見舞金を支給しないということをどのように世間に知らしめていくのか。また、一度横領した弁護士だというレッテルを貼られた弁護士は、もう仕事ができなくなるのではないかと思われる。その名誉回復や損害の賠償については、どのような手当てをされているのか。」

早稲田副会長 「調査のところで加害弁護士についての意見を聞き、その方が認めていなかった場合等は、やはり相当な証拠等がないとなかなか公告はできないと思う。

全ての案件を公告するわけではない。先ほど例に挙げたように、例えば100人とか200人の非弁提携をしている弁護士で100人、200人から過払金を得ていて使ってしまった、ないしは非弁業者に渡してしまったという弁護士の例がある。こういう弁護士は、本人に聞いても誰から委任を受けているか分からない。100人、200人が分からないというような非常に限った場合に、公告制度を使おうと考えている。」

及川会員（千葉県） 「公告制度をどのように適切に運用するかということの答えのようだが、仮にそうだとすると、人間のすることには間違いはある。間違いがあつたときにどのようなリカバリー、フォローされるかということを知っているわけですから、その趣旨で答えてほしい。」

早稲田副会長 「懲戒処分が確定しなくても、事前公表制度がある。公表制度としては、これと同じであり、確定しなくても公表することはあり得ると思っている。リカバリーについては、事前公表制度と同様な形になる。事前公表制度も各弁護士会が調査を

して、間違いがあるかもしれない。そのときにどういう形でリカバリーをされるのかということを御検討いただいて、私どももそういうことを検討していくということになるのかと思う。」

小早川会員（東京） 「改正案で、今回預り金口座届出義務とか、預り金口座の明示する文字とかがあるが、念頭に置かれているのは、故意の横領ということであり、故意の横領をこういう強化で防ぐ効果があるというふうに、どのような経緯、考え方で、そういう結論になったのか。

故意の横領犯が今回のいろいろな改正をしようということの前提事実としてあると思うが、過去の横領事案をどのようにデータを集めて、分類したのかということについては、それを会員がそのデータとか、分類経過を見て検証できるようなデータを見ることができなのか。

今過失など誰も問題にしていらないと思う。それは保険の問題ですから。故意の横領を預り金口座で名前を付けるとか、届出させるとかいうことで、抑止することができる効果が発生するというふうに、どういう理屈で考えられたのか。」

早稲田副会長 「分類については、データを集めており、理事会に配布している。預り金の届出義務については依頼者見舞金制度と預り金の口座の届出義務がストレートに、故意の者の事前防止になるというところまでは、私どもも思っていない。

預り金の口座の開設をしていない会員もたくさんいるので、預り金口座を届け出させることで、預り金口座の開設義務を更に履行を強化させるという趣旨である。」

小早川会員（東京） 「データを会員が見ることができるのかという、最初から尋ねているのに、そこはなぜ答えないのか。」

橋本副会長 「希望があればいつでもお見せすることはできる。各弁護士会の会長に言っていただければすぐに手に入るのではないかと思うが、直接日弁連執行部に言っていただいてもお渡しできると思う。」

芦田一憲会員（神奈川県） 「第2号議案の依頼者保護制度について、質問する。1点目は、不祥事を起こした会員が高齢者であっても支給対象になると理解しているが、現在、77歳以上の高齢者については会費が全額免除されているという中で、その人たちが不祥事を起こしたときに、それはどのように担保される予定なのか、今後高齢者については、減額をやめるあるいは4分の3ぐらい払ってもらうような制度にする予定なのか。

もう1点、不祥事を起こした会員に対して現在懲戒がされたときに、タイムリーに確

認することができず、業停期間中に職務をして、更に業停を食らうという事案が発生している。これはどうやったら解決できるか。少なくとも日弁連のホームページ上において、懲戒処分が行われた事実について、速やかに開示して、一定期間、例えば5年程度残すような方策を考えているのか。」

早稲田副会長 「77歳以上の会員が会費免除というのは御指摘のとおりであるが、これについて、依頼者見舞金制度を創設するからといって、77歳以上の会員が加害会員になった場合でも、今のところ金額に差を付けることは考えていない。

ただ、見舞金は会長の裁量であり、その都度事案の性質によって異なる可能性もある。

2点目のホームページの関係については、いろいろな御意見があるということは、私も認識しており、例えば弁護士倫理委員会でも、今の質問と同じような意見のある委員もいらっしゃるというふうにも伺っている。

ただ、日弁連として、ホームページで懲戒事案をずっと載せることは、今のところそこまでの結論には至っていない。日弁連以外の一般市民の方がホームページを作り、会員の懲戒情報を載せていることも、私は認識している。」

芦田会員（神奈川県） 「一つ目は、高齢者も不祥事を起こし得るのだから、会費免除をやめて減額なり何らかの形で会費を取るように、会費制度を改めるつもりがあるかということ質問したものである。」

早稲田副会長 「今のところ検討していない。」

平田定男会員（東京） 「議事進行についてお願いがある。先ほど発言があった委任状の偽造の問題である。発言者は自分が出席する通知はしていなくて出席したところ、第三者に自分が委任をしたという書類が作られているという極めて異常な重大な問題である。自分が委任もしていないのに委任したという書類が作られた人がいたら挙手してもらい、その数を確認したら、短時間で済む。」

議長は、次の質疑を続け、後に委任状の件について議論する旨を確認した。

川面会員（第一東京） 「私は例えば外国の例と言って、あちらの方々がアメリカを持ち出した。アメリカという州ごとに分かれてわざわざ複雑な国を持ち出した。だったらアメリカを除きましょう。あなた方はすぐ生活保護というとイギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンと比べる。では、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンと同じ制度をやっている国があるか。ないです。

もう一つ、日本国内で強制加入団体以外であっても、リーガルサポートというのは、

先ほど3割とかと聞いたが、少なくとも5割いないことは間違いないと思う。5割以上の人間が加入している任意団体も含めてそういう犯罪人を助ける制度があるか。」

橋本副会長 「ない。」

齋藤会員（愛知県） 「弁護士自治は国民の権利を守るために権力の下を離れて、懲戒制度を自主的に行うというところが核心であるというところは、私の認識と執行部の認識は合っていると思う。」

刑事弁護人として被害弁償をする交渉というのは大変難しい交渉である。例えば、私の地域で起こった事件だが、4,000万円横領された被害者に500万円あげますよ、かわいそうですねと言って、本当に弁護士に対する信頼が回復するか。私はとてもそうは思えない。具体的な国民、その被害者の感情についても、抽象的な国民全体の信頼も、到底回復するとは思えない。このような不徹底な制度でお茶を濁すようなことをやって本当にいいのだろうかというふうに私は考えるが、その点についていかがか。」

橋本副会長 「意見として承る。弁護士会は、個々の会員の不幸事に対する監督義務はないということで、被害者に対する何の救済もしてこなかった。果たしてそれでいいのか、ここで何らか被害を受けた人に手を差し伸べるべきではないかというのがこの制度の提案である。」

法的責任がないのに払うのはおかしいのだから、払わなくていいというのは一つの意見だと思うが、今までそれでやってきて弁護士の信頼が傷つけられてしまっている。これによって回復するとは思っていないが、これ以上失墜させないために、この制度を導入したいというのが私たちの考えである。」

菊間龍一会員（東京） 「第1号議案について、預り金の口座を開設していない人の割合、預り金という名義を用いていない人の割合、これはどれぐらいなのか。」

早稲田副会長 「いずれも分からない。」

菊間会員（東京） 「預り金という文字を用いていない人が口座名義を変更する場合には、主要金融機関は、どのような取扱いをされる予定だと調査されているのか。」

橋本副会長 「金融庁からは、問題ないという了解をいただいている。そして、金融庁から金融機関の中央団体に対して、問題がないからこの開設に応じるように、名義変更に応じるようにという周知文書を出してもらっている。そして中央団体から傘下の各金融機関全てに対して、同種の文書を出してもらっている。」

菊間会員（東京） 「届け出られた預り金口座について各弁護士会でどのような管理をして、大体どれぐらいの費用が掛かるというふうに見積もっているのか。」

早稲田副会長 「管理の仕方は、各弁護士会それぞれで結構だと思っており、キャビネットに登録番号からずっと並べていただくというのでも結構だと思っている。費用については、管理の仕方によって異なるので、見積もっていない。」

菊間会員（東京） 「第2号議案について、弁護士被害の回復がなされるべきだということは、反対するつもりはないが、例えば、犯罪被害者支援制度のように、罪を犯した弁護士に対して損害賠償請求をするための弁護士を充てるとか、その弁護士費用を負担するとか、その見舞金を支給する、要はお金で解決するという以外の方法は検討されなかったのか。検討された場合には、その結果はいかがか。」

早稲田副会長 「今のところそのような制度については検討していない。」

兒玉浩生会員（広島） 「ベテランの会員が横領した事案の被害者の代理人をしたことがある。刑事事件になり被害弁償を受けられたのは3%程度だったと思うが、被害者遺族には、少なくとも私に対しては非常に感謝していただき、信頼は維持できたのではないかと思っている。

今回、第2号議案で提案されている金銭の交付という形も一つの意味があるかもしれないが、弁護士が被害回復のために被害者に寄り添って、その代理人になって活動する費用を会費から負担をするという形で、なるべく被害者に寄り添う弁護士の姿を見せるほうが、よほど信頼の回復になるのではないかと思う。1点目として、この制度と弁護士に対する弁護士費用の支給をするという制度を検討されたかどうか。それから比較された結果、あるいは二つの案について、一般の方の意見を調査したことがあるかどうかを教えていただきたい。

2点目は、信頼の回復という意味で言えば、30万円以下で多数の被害者がおられるということであれば、500万円を1人に支給するよりも、50万円を10人に支給したほうが、信頼の維持、回復には資するのではないか。30万円以下について見舞金を支給しない制度になっている趣旨をお聞きしたい。」

早稲田副会長 「まず1点目について、被害者の方に弁護士を推薦する制度については検討していない。ただし、先ほど申し上げたように、理事会でそういう御指摘を受けたことはある。

不祥事対策については、現時点では見舞金制度と預り金の規程の強化を考えている。

不祥事がこれで終わるとは残念ながら考えられないので、検討は続けていく予定である。

2点目については、あまり少額なものについても全て弁護士会が受け付けるということになると、事務が非常に煩瑣になるということもあり、30万円以下は受け付けないという制度設計とした。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了した。ここで、事務総長が発言を求めたため、議長は発言を許可した。

出井事務総長 「北会員から指摘のあった御自分が委任を18通受けていたはずであるけれども、15通しか委任状が振り分けられなかったという問題について、先ほど申し上げたとおり、東京弁護士会で受任者が会長印をもって変えられた委任状が3通あったということを確認した。

先ほどの報告はそこまでであったが、日弁連は各弁護士会から上がってきた、各弁護士会の会長の認証を得たものを基に委任状を振り分けている。その立場からお答えする。先ほど、東京弁護士会にも事実関係を確認したところ、この3通については、誤って別の会員を受任者とする委任状に振り替えられていたということである。したがって、先ほど東京弁護士会の了解も得た上で、北会員の委任数を三つ増やし、それから誤って振り分けられていた受任者、これは1票が1人、2票が1人、全部で3票であるが、このお二方の受任数を三つ減らすという措置を既にとっている。

全ての委任状を確認すべきではないかという御意見があったが、重ねて、必要がないと考えている。」

北会員（東京） 「先ほど、間違えて振り分けてしまったという御報告をいただいたが、原本を確認すれば分かるように、委任者の私の名前と登録番号が二重線で消された上で、会長の印鑑での訂正という形になっており、単なる振り分けミスではあり得ない。

そういった処理が仮に今回、今の話だと1万票以上が委任状でなされていると、議決権の帰属がはっきりしない状態で議決をすることは、本来的には不可能なはずである。仮に東弁だけというのであれば、その会長印での修正があるかどうかだけ、今から30分ほど時間をとって確認をすればよいのではないか。これがない状態での議決は、結果としては無効になるのではないかと考える。」

議長 「意見として承る。執行部は先ほどの意見のとおりである。議長としても、各弁護士会の会長の認証があるものが日弁連に送られており、日弁連はその形式を見ながら振り分けているわけで、これ以上確認しようがないと思う。

したがって、議長としては、このまま議事を進行していきたい。」

(拍 手)

北会員（東京） 「この臨時総会自体の無効動議を提出する。50人で動議ができるはずである。」

議長 「無効の動議というのはそもそもない。御意見として承る。」

北会員（東京） 「東京弁護士会にお願いします。委任状を破棄しないでください。」

議長は、討論に入る旨宣した。

岸本由起子会員（大阪） 「第2号議案について意見を述べる。議案書に、弁護士が心身の不調が原因で業務処理が困難となり、事件処理遅滞から横領に至るという記述がある。先ほどの副会長の説明にも、鬱になって仕事ができなくなったり、多分経営困難になって、結果的には横領に至るといようなケースを挙げていたと思う。横領というのが故意か過失かという話があったが、大部分は故意ではなくて過失。かつて中坊先生が預り金がマイナスになっていることに気がついて真っ青になったことがあったと。後から大きな事件が来て回復したからよかったけれど、そうでなかったら自分は大変なことになっていたという発言があったことは、大阪の皆さんだったらよく知っているのではないと思うが、日弁連会長をなさったような先生でも、横領になりかねないということはある。ましてや、弁護士を増やしすぎて3,000人決議をして、全部大阪の弁護士が日弁連会長のときにしているが、経営困難はやはり鬱の一番大きな引き金になるのではないと思う。

日本で自殺者が3万人を超えた。それはやはり経済的な困窮で失業者があふれたり、多重債務になったり、経済的に苦しくなって、やっていけなくなって鬱になっていく。そして鬱になって仕事ができなくなって、また経済的に苦しくなる。そして、結果的に預り金がマイナスになっていて、気が付いたときには返せない。それが一番典型的な横領ではないだろうか。犯罪者と呼んでいるが、本当になってはいけませんが、明日は我が身というぐらいの気持ちである。

特に若い方などは、法科大学院を出て多額の借金を背負わされたり、修習の借金を負わされたりということで、依頼者からの預り金、本当に僅かな10万、20万の預り金が返せないという人が出てくるのではないかと心配をしている。

ところが、見舞金というのは、このような横領事件1件も減らすことができない。横領をなくすことは全くできないどころか、お金を取っていくわけであり逆効果である。お金の無駄以外何もものでもないというふうに考えている。そんなお金があるのであれば、横領にならない制度を創る。私は、カルパを考えてはどうかと思っているが、カルパと

いうのを全面的に強制的な制度として一遍に全国でやるのではなく、任意の制度にして地方会で試験的に導入してはどうか、希望者が使える制度にしてはどうかと思っている。始めから経営難ではないので、経営状態がいいときにカルパに入って、カルパに入っているから安全ですということで仕事をやっていくと。苦しくなってしまうもなくなってカルパにお金が残っている、そういう形で引退できると、そういう制度にすべきだと思う。」

大倉浩会員（埼玉） 「今の発言に重なるが、日弁連から埼玉弁護士会に来ていただいたときに、今のようなケースの発表があった。つまり、御年配の先生が依頼者のお金を横領というか使って、次の事件が来たらそれで補填しておけばいいということが、前はできたけれども、今はできなくなっていると。だから、こういう不祥事が増えている。

先ほど、副会長の説明でも平成23年度以降増えている。これは正に法曹人口問題以外の何ものでもないと思う。やはり需要と供給のバランスが明らかに崩れている。一番の原因を絶たなければ、全くの弥縫策というか、私はこの制度自体は全く無駄だというふうに思うかというのと、それはいろいろ価値観の差はあるかと思う。

昨年3月11日、ここで発言できなかった。そのときに、日弁連が取り組もうペーパーというのを決めたが、この一年残念ながら全然取り組んでいない。単に今、千五百何十人というのは志望者が減ったから減っただけであって、本当の意味の法曹を目指す人を増やすため、それによってまた弁護士が食えることになって不祥事が減る。これがやはり非常に一番大事な観点だと思う。この第2号議案に関しては反対する。」

古賀和孝会員（福岡県） 「本議案の趣旨説明にあった平成23年以降の不祥事が、我が福岡会から出た。大変申し訳ない。あれがなければ、この臨時総会の第1号議案と第2号議案はなかったかもしれない。しかし、不祥事というのは、どこからでも起こる。2人の会員がいる。1人は横領のお金が10億円を超えた。もう1人は、九弁連でトップの役職にまで就いた、私も尊敬していた方である。この二つの件が起こってマスコミ、そしてまた市民の方々から厳しい叱責を受けた。その一つは、預り金の問題である。弁護士会は、人の金を弁護士が預かることについて、何の規則も持たないのか。弁護士は信用に値するのか。当たり前のことが何でできない。そういうことで、我が会は、預り金に関する規程を先行して作った。

1号議案は、私から言わせればまだ手ぬるい。当会ではもう特定口座もある。議論の過程ではモニタリングまで考えていた。それは抜き打ちでちゃんと届出口座を管理しているかどうか、それを見せていただく。もちろん、協力の下にやっていただく。その後、口座の届出があったことで、市民窓口等に問合せがあった件についても、調査が随分はかどるようになった。

見舞金の制度は、是非とも作っていただきたい。被害者の方は、場合によっては弁護

士を選ぶことができなかった。当会は、当時県内19か所に法律相談センターを作った。多くの方に気軽に相談に来ていただいて、その権利を守るお手伝いをしようということでやったが、その弁護士がやってしまった。私は、会長として数々の記者会見等に出たが、その中で弁護士会には法的責任がないと言いつけた。

見舞金制度があれば、もう少しは違ったのではないかと思う。当会は、行政との連携等いろいろなことをやって、当会会員、弁連、そして日弁連と一緒に、風は西から吹くということでいろいろな制度を作り上げたが、それをひっくり返しそうになったのは我が会だ。見舞金制度を是非とも成立させていただきたい。」

松澤会員（仙台） 「先ほど、私たち個人に見舞金を出せというのは、会員としての道義的責任を取らなければいけないと結局は言っているのではないかと質問したら、会員はそういうことを言う必要はありませんよと。会員が出す必要ありませんよという回答があった。

会員が出したお金から出すのであれば、それは会員に負担させているというのと同じなので、日弁連の執行部は、一旦集めたお金は自分たちのものだと、会員のものではないというような意識が働いてしまっているのではないかという気がしてならない。

本論を言うと、実際、自治を守る、そのためには見舞金を出すというような発想は、私から言わせると、情けない発想なのではないかと思う。

今回も議案の説明文の中に、市民から弁護士の法律事務独占に対しても疑問を生じさせるというような認識で書かれている。法律事務を独占させるというのは、これは弁護士のためにつくられているものか。弁護士のためではない。いつの間にか弁護士のための制度だというような誤解をして、それを守るためには、信頼を得るためにお金を払わなければいけないという発想になっている。

今回の見舞金制度のことを、私が一般人だったらどう考えるのかと考えた。そうすると、何、見舞金で済ませるの、自分の業務を守ろうという考えで作っているのだったら、そんなみみっちいこと何でできるんだという話になってくるだけなのだろうと思う。

弁護士業務を守るために見舞金制度を作るといったような発想をしては間違いだ。被害者に対してすまないという思いは、誰でもあるかもしれない。何かしてあげたいということは、誰でも持つかもしれない。そうであれば、それは自分の気持ちで浄財として出すべきであって、一般会費から出すというのは、明らかなミスとしか考えられない。

第2号議案については、全面的に反対するし、もしこんな制度が作られるのであれば、今後日弁連に対して、私はできる限りの訴訟も含めて頑張っていきたいと思う。」

大井暁会員（東京） 「第2号議案、依頼者見舞金制度に賛成の立場から意見を述べる。顧客の預り金を着服した会員が、賠償責任保険に加入しても、保険給付はされない。被保険者故意による賠償保険のみならず、他人に損害を与えることを予見しながら行っ

た賠償責任も免責である。横領を行った弁護士が無資力であれば、顧客は当然監督義務不履行を理由に弁護士会の責任を追及する。しかし、弁護士会の監督権限というのは一般的指導監督にとどまるから、賠償責任が認められる余地というのはとても狭い。弁護士会自身を被保険者にして、多額の保険料を払って責任保険に加入しても、保険無責になるから保険会社は保険給付をしてくれない。結局、現状では顧客は経済的に泣き寝入りするしかない。横領事案を防ぐには、弁護士会が事前の監督を行うというのが重要だというのは本筋だと私も思う。しかし、その監督をくぐり抜けて横領が行われた場合に、その経済的被害を放置していいのだろうか。経済的被害が全く回復できないのであれば、弁護士会の監督権限や自治権など剥奪してしまえと、企業不祥事に対して第三者検証委員会が設けられるような、そういった制度にしようということになるのではないだろうか。私は、それを危惧する。

昨年10月の日本保険学会で依頼者見舞金制度を取り上げた。イギリスでもベルギーでも、会員は賠償責任保険に加入するのが義務である。ただ、賠償責任保険が免責になったときに、イギリスではソリシタ補償賠償制度、賠償基金、補償基金。それから、ベルギーでは、補償保険、信用保険というのに弁護士会が加入している。カナダでもアメリカの各州でも、依頼者保護救済基金というのが設けられている。カナダでは、弁護士加入制度が強制加入であるというふうにも聞いている。

横領弁護士の不始末を善意の会員の会費で補償すべきでないという議論がある。しかし、弁護士に対する市民の信頼は、自分たちで守るべきだと思う。高度の自治権を持つ、持っているからこそ、それをすべきである。

基金という形にすると、保険給付の支払備金を別財産とするようなものであり、保険業法に抵触しかねない。今回の第2号議案は、業法に抵触しないようにいろいろよく練られた案だと思う。この案に賛成する。」

高木秀文会員（東京） 「第2号議案、依頼者見舞金制度に反対する。収入の少ない弁護士にとって、一番の脅威は国家権力ではなくて、馬鹿高い会費を取る弁護士会である。弁護士自治がなくなって、国家権力に監督されて、弁護士が廃業に追い込まれるリスクよりも、会費が払えなくて廃業に追い込まれる。そういうリスクのほうがはるかに高いと考えている。そういう状況では、弁護士会に望むことは会費を1円でも下げることである。依頼者見舞金制度に使ってもらうような余裕はないというのが会員の現状だと私は考えている。

よって、依頼者見舞金制度を導入しなければ、弁護士自治を維持できない、そこまでの状況であるのであれば、弁護士自治をやめるべきと考えている。」

川面会員（第一東京） 「一つ前の会員の意見に全面的に賛成である。私、今日聞こうと思った最大の理由は、成年後見が去年から法律まで作って安直に拡大されてきてい

ることに根本的な疑問を持っている。

犯罪人のために会員の会費を使用するということは、絶対に論外であると考えている。他の先生は、多分第4号議案は賛成の方が多いかと思うが、私はこの生活保護とか難民とか、これに会員の会費を使うことは徹底して反対している。同じように犯罪人のために金を使う、これはやはり会員の思想信条を害するものだと考えている。基本的には成年後見など裁判所によって選任されて、依頼者が選べない状況で選ばれた弁護士がとんでもない悪いことをやっている。そこがやはり世間の大きな問題になっていると思う。それ以外のものもあるかもしれないが、金額的に多分少なくて、それはある意味では依頼者が見る目がなかったという問題かもしれない。しかし、裁判所が選んだ人間が不祥事をする、これは絶対防がなければならない。やはり、裁判所が選ぶような立場の弁護士を登録するのは、徹底した身体検査を行う。これは唯一の解決策ではないかと思う。それは、例えば過去1回も懲戒がない。弁護士会費を滞納したことがない。それだけではない、愛人がいないとか、ちゃんと不動産を持っているか、あるいはなければ流動資産を1,000万円以上持っているとか、もちろんロースクールや修習の借金があるような人間は論外である。あくまで国民のために選ばれるわけであり、徹底してハードルを高くして身体検査をする。それがやはり新たな不祥事をなくする。そこをきちんと考えるべきなのに、それを全然考えないで、このようなふざけた制度をやってお茶を濁すというのはとんでもない話だ。

弁護士会費が本当に高いので、また更に弁護士会費を上げられたら、ますます横領する人間が一般の事件で増えるのではないかという気がする。そういう観点から徹底して反対したい。もしやるのであれば、横領者保険でも作り、毎年保険料を払って、横領したときにはこの保険から払う、そういう保険の提案でも保険会社にされたらいい。弁護士会がこういうことをやるのはおかしい。」

竹岡富美男会員（大阪） 「日本の弁護士制度の柱の一つである法律事務独占の制度を堅持する立場から賛成意見を述べる。

弁護士法第72条は、非弁取締りの規定ではあるが、反面、非弁護士の法律事務の取扱いを禁止し、弁護士の法律事務の独占を規定したものと解されている。非弁護士に法律事務を取り扱わせるよりも、弁護士に法律事務の取扱いを独占させることが、国民の公正円滑な法律生活を保持し、法律秩序を維持、確立することにつながると解されているからである。

ただ、もともと弁護士の法律事務の独占は自明のものではない。昭和8年、法律事務取扱いに関する法律ができるまでは、独占は法廷内業務だけであった。弁護士の法律事務の独占を許しながら、弁護士によって国民の法律生活の安定を損なうような事態が生じれば、独占を認めた根拠が失われる。その意味で私たちは、国民の公正円滑な法律生活を損なわないよう、日頃より自らの資質を保持し、かつ良質なサービスを提供する義

務を負っているわけである。国民は、法第72条がある限り、法律事務の処理に弁護士以外の者を選任することができないからである。国民の公正円滑な法律生活を損なう最たるものが不祥事事件である。私たちは、自らの資質を保持するため、抜本的な不祥事対策を行うと同時に、結果として発生した不祥事被害に対し、国民の損失に一定の補償をすることが独占者として最低限の責務と考える次第である。今回の提案は、見舞金の限度ではあるが、弁護士が身銭を切って一定の補償をしようというものである。法律事務独占という日本の弁護士制度の維持に資する政策として、この議案に賛成する。」

岩田圭只会員（釧路） 「当会の反対意見を有する少数派の代理をするために会から派遣されてきたので、一言申し上げる。

ここにいる皆さんは、不祥事を撲滅しなければならないという気持ちで全員一致しているはずである。しかし、一方でこの見舞金制度は、不祥事を防止するものではないということも、当然皆さん理解されているかと思う。それでもなぜ、このような制度を導入しなければならないのか。これは議論の順番が逆ではないか。あつてはならないことを起こさないためにはどうするか。それを先に議論するほうが、より本質的ではないのか。まずは本気で予防策を議論すべきだった。

反対するなら対案を出せというような研究者の方もいるようだ。例えばフランスのカルパ制度を見習って制度を構築することなども考えられる。より安全に人の資産を管理できないかということ、まず皆さんで、知恵を出し合おうということが一番大事だと思う。

ところが、この見舞金制度を現執行部はごり押ししているように見える。ろくな議論もなく、強権的な会運営を行う現執行部は猛省すべきである。そのような会運営をしながら、外に向かつては立憲主義を守れなどとよく言えたものだ。まず、全国の会員と弁護士会が心と力を一つに合わせて、不祥事の根絶を図るために頑張ろう。

最初に取り組むべきは、不祥事の防止である。見舞金を払って適当にお茶を濁すということ、これを先にやるべきでない。反対意見も根強い中、このような制度を導入すれば、必ずや禍根を残す。そして、日弁連の統合が損なわれることを私は強く懸念している。私たち弁護士は、日弁連という大きな船に共に乗っている。しかし、このままではこの船が沈むことは避けられない。それどころか、船頭自ら船を沈めるようなことをやってみようのか。そんな日弁連の姿を私は見たくない。以上、反対の意見を申し上げます。」

楠本維大会員（東京） 「私は登録14年目の弁護士であるが、所属会では若手弁護士の範疇に位置付けられている。私は、このような若手弁護士の立場から、第2号議案に賛成意見を述べる。

依頼者見舞金制度については、相当でないとの意見もある。

しかしながら、一連の不祥事により、弁護士が市民の厳しい目にさらされていること、

また、弁護士会が団体として不祥事問題について、どのような施策を行うか喫緊の問題であり、一刻の猶予も許さない状況にあることは、皆さん肌で感じていると思う。

殊に横領の被害者への弁護士会からの見舞金に、何ら経済的給付が伴わないとすれば、弁護士会はあたかも負担を伴わない対策のみに終始していると受け止められるリスクが考えられるのではないかとと思われる。

若手弁護士の立場から見ても、もし本制度の創設により、今後市民の弁護士に対する信頼が回復していくとすれば、それは将来における市民の弁護士に対する信頼が回復することにもつながり、若手弁護士も本制度から利益を享受することができることになる。

他方、若手弁護士を含む他の多くの弁護士が取り組んでいる他士業との競争という観点から見ても、例えば先ほど話があった成年後見業務を行う司法書士の団体には、本制度類似の制度が設けられているところもあることを想起すれば、弁護士会が市民の信頼回復に向けた積極的な不祥事対策に全力で取り組むことは、今後若手会員が他士業と競争していく上で、重要な施策になると考えられる。

最後に、我々弁護士は、たとえ月額数百円の会費であっても、ロースクールや貸与制の下で多額の債務負担を余儀なくされた若手弁護士にとっては、小さい負担ではないことを決して忘れてはいけない。

依頼者見舞金制度の運用に当たっては、このような若手弁護士を含む多くの会員から集められた限られた財源を安易に支出するのではなく、支給額についても見舞金の名目にふさわしい水準を熟慮し、適正な運用がなされることを切に希望する。

また、何よりも弁護士全員は、不祥事の根絶は見舞金のような事後的救済だけではなく、不祥事根絶のための施策を徹底することによってこそ、真に実現されることを肝に銘じるべき旨を付言し、本議案に賛成する。」

齋藤会員（愛知県） 「私は第2号議案に反対の意見を述べる。なぜ反対かといえば、我々は法律家だからである。法律家として、債権が立たないものについて、弁済をするべきではないと考えている。今はこの見舞金が狙上にあがっているが、この見舞金が他の制度に波及して、歯止めなく、日弁連が聞こえのいい事業に金を出すことになりかねないと思っている。」

藤田正人会員（東京） 「見舞金制度、預り金口座の届出制に反対する。依頼者の預り金を弁護士が横領する。当然あってはならない事態である。今弁護士の在り方が根本から崩壊しようとしているわけである。そもそも弁護士という職業の使命は、権力・金力に対抗して人権を擁護することにある。弁護士自治というのは、その活動の基盤として勝ち取ったにほかならない。

ところが、1980年代レーガン、サッチャー、中曽根が始めた新自由主義政策、これは他人を蹴落とす経済競争を許容し、団結を破壊し、国家以外のあらゆる団体の解体

をもくろむ。司法改革、とりわけ激増政策は、弁護士の拠って立つ基盤を破壊し、生活と誇りを奪ってきた。今回、権力、マスコミの不祥事キャンペーンは、日弁連の弱体化を狙ったものである。日弁連は、2月のニュースで市民に寄り添う姿勢を示すなどと言う。しかし、これはポーズにすぎない。こんなポーズで攻撃を避けようとしても、戦前のような国家による直接の管理・監督に道を開くだけである。今こそ、本議案を否決し、弁護士の在り方を守ろう。」

芦田会員（神奈川県） 「現在77歳以上の方が全額会費免除になっている中で、不祥事はそういう人たちも起こす可能性があり得る。会費を払わない制度を続けておきながら見舞金制度を導入することについては、反対という立場である。

これ以外の反対の理由として、やるべきことが他にあるのではないのか。先ほど懲戒のことも申し上げたが、不祥事を防止するために他に方策があつて、最後にお金を払いましょうというのは分かるので、とりあえず現時点では反対という気持ちでいる。

ネットを見ながら今日来たが、委任状を変造されたという。こういう不祥事を防止する総会において、不祥事をしたまま審議を続けるのはいかなものかなと思う。第2号議案について審議を打ち切り、継続審議とする動議を提案したい。」

議長は、討論を終えてから動議を図ることとしたい旨を宣し、発言を許可した。

長谷川直彦会員（東京） 「第2号議案について反対の立場から意見を述べる。確かに、このところ弁護士の不祥事というのは増えていると思う。しかし、なぜ増えているのか。結局、ここが一番重要だと思う。なぜ横領するのか。間違いなくこれらの人は、自分がやっていることがいいことか悪いことか、この区別ぐらいはできていると思う。悪いことと知っていながら横領する。これはなぜか、結局は自分が食べられないから。次の依頼者の収入で賄えばいいということが、最初の動機だろうと思う。それがだんだんそうならない。それでいわゆるサラ金地獄並に陥っていくというふうになると思う。

結局、食えなくしたのは一体なぜなんだ。一体いつからなんだ。やはり中坊時代以降の司法改革路線、それに基づいた弁護士激増政策にあると思う。これは日弁連の全ての責任だろうと思う。私は、この弁護士の激増政策については、20年以上前からずっとあらゆるところで反対を言っていた。今後もまた言う。やはり、この激増政策を改めない限りは、何をやっても結局不祥事は増える。我々がやるべきことは、こういう弥縫策をやることではなく、弁護士激増政策を止めることである。これしかない。」

議長は、総会続会の動議に対する執行部の意見を求めた。

中本会長 「たくさんの人にお集まりいただきしており、この臨時総会において決議を

お願いしたい。」

議長は、動議を取り上げることを宣し、当該動議に関する質問について、発言を許可した。

尾崎行正会員（第一東京） 「先ほどの動議も、結局は、端を発しているのは、委任状の変造がなされたのではないかという不安からだと思う。執行部は単なるミスだが、これが単なるミスだというのは、なかなか納得のしようがない。

どういう点で単なるミスと判断したのかをこの場でおっしゃっていただければ、皆さん、その変造の問題というのは、大したことないと思えるのではないかと。

そうでなかったら、この問題は、弁護士会の会長が変造したという疑いがかけられており、疑いだけが残るのは、大変禍根を残すと思う。そこの点をもう少し詰めていただいた上で、ただ今の動議の扱いも決めていただきたい。」

議長は、再度執行部に答弁を求めた。

出井事務総長 「先ほど申し上げたとおり、日弁連は、弁護士会から認証を受けて上がってきたものに基づいて議決権を振り分けているという立場である。変造だったかどうか、私どもとしては分からない。東京弁護士会、弁護士会と委任状を受けられた方、その間の問題であると考えている。

この問題をどうするかというのは、正に議長の議事進行に関わることであり、私どもとしては委任状の確認は必要ないと考えるが、あとは議長の指示に従う。」

平田会員（東京） 「委任状の偽造問題がここまで話が及んだ以上、出してあった正式の委任状の一部書換えの問題よりも、もともと委任状を出すつもりがなかった、出席をするつもりもなかった会員名義で委任状が作られたこと自体が、極めて単純な偽造問題である。偽造問題がここまで話し合われた以上、この会員の中で今日委任をしたつもりのない自分の委任状が出されている人がいるかいらないか。何人いるのか。これはこの場で挙手をしてもらってすぐに分かることだ。明らかにすべきだと思う。」

議長 「今の意見は、先ほども伺った。その上で、議長としての見解を示した。続会の動議が出されているので、これをまず審議したい。先ほどの質問は、続会か、休会か。続会というのは、これを直ちに打ち切って、改めてやるという趣旨か。」

平田会員（東京） 「ここでそれに関連して挙手を求めるのが一番の手順だ。」

議長 「先ほどの会員の意見に関しては、見解を明確に申し上げた。その変更をするつもりはない。」

森下弘会員（大阪） 「議事進行に対する手続的な動議は一括で審議していただきたい。私は反対票と棄権票も分離行使で預かっている。今日もし散会になるとか続会になると、もう一度やらなければいけない。何とか今日中に決議を上げてほしい。議長に適切な議事進行をお願いしたい。」

議長が続会動議について議場に諮ったところ、反対多数により否決された。議長は、総会の続行を宣した。なお、菊池秀調査室室長より続会の動議について説明があった。

菊池秀調査室室長 「続会の動議については議事規程上規定はないが、一般に議事進行上の動議として取り上げる扱いである。議事規程上は、討論打切りであるとか、質疑打切りのように20人、あるいは修正議案のように50人、関連議案のように100人といった成立の要件は定められていないため、動議の採否について直接諮る形式としている。」

及川会員（千葉県） 「弁護士は自由に自分の良心で働ける仕事である。国家権力と対峙するということにも弁護士自治というのは力強く、心強い。弁護士自治というのは大事である。これは守っていききたい。先輩から受け継いできた大事な遺産である。

第2号議案の見舞金制度は、弁護士自治を守るためとおっしゃっている。私は法曹人口問題全国会議に所属しているが、見舞金制度を創らなければ守れないような弁護士自治ならば要らない、なぜ自分たちの会費がそのようなところへ使われるのだ、そのような弁護士自治など要らない、弁護士会など要らないのではないか、強制加入でなくてよいのではないか、という若い方、地方の方の御意見を多く聞いた。この制度を作ることが弁護士自治の終わりの始まりになるのではないかとすごく心配している。この制度はやめてもらいたい。反対である。

本当に弁護士自治を守るのであれば、過大な競争をなくしていく方向で日弁連は努力してもらいたい。それにもかかわらず、法曹人口問題については何もやっていない。先日の関弁連の懇談会のときもやらない。法曹人口問題は今はやらないんだとおっしゃっていたが、それは違う。皆が困っており、皆がやってほしいと。去年の3月11日の総会でも日弁連は約束したはずである。そういう約束も守らずに、皆がやってほしいことをやらない。若い人たちは、もうやめてくれ、弁護士自治は要らないと言っている。目的に整合しない見舞金制度を強い反対を押し切って無理やり導入するのはやめてほしい。」

武内更一会員（東京） 「反対意見を述べる。第1号、第2号の議案が弁護士不祥事をなくせるものではないことは、皆が分かっていると思う。これによって社会の人々の弁護士、弁護士会に対する信頼が回復するものではないことも分かっている。それなのになぜやるのか。弁護士の不祥事が続けて報道された。つまりそのような外からの、マスコミのバッシング、それを受けて始まっていることだと思う。

私もこの読売新聞の報道を見た。過去3年間で弁護士の犯罪報道がされたのが23人で、20億円という数字、1年間に8件出ているわけであるが、これが多いのか、そして増えたのかということについては、分からない。しかし、新聞で見る限り、刑罰の処分を受けることが分かっている、そして懲戒処分を受けることも分かっている、なお不祥事は発生している。このことを考えないといけない。議案書を見ても、これまでの対策はいずれも功を奏してないと書いてある。結局、この事件のような故意犯、そういうものはどういう制度を創ってもかいくぐって発生していくだろう。

根本にあるのは、弁護士の過当競争であるが、経済的に苦しくなったからといって、ほとんどの人は依頼者のお金に手をつけるなどということはない。しかし、そういう病理現象が起きるのはなぜか。弁護士のモラルが崩壊してきているということなのだと思う。これはもちろん個人の問題であるが、それ以上にこれまでとってきた司法政策、司法改革というものに対する弁護士会のスタンスがそういうものを生んでいるのである。2001年、司法制度改革審議会が最終意見書を小泉内閣に提出した。小泉内閣は、それを国策として推進すると言った。最終意見書には政治改革、行政改革、規制緩和その他の経済構造改革、その最後の要として司法改革を位置付けるとある。中曽根首相以来やってきた新自由主義改革のその最後の要だというわけである。規制緩和、競争の導入、原理、そしてあらゆる人が自己責任で自ら行動していく。そのような社会、圧倒的に金を持った、権力を持った者にとって都合のよい社会、そういうものを推し進めて、そしてそれに奉仕する。それに役立つ司法にするというのが、司法制度改革審議会の意見書である。

日弁連においては、中坊公平元日弁連会長が参加し、司法改革は弁護士改革からだと言った。そして、弁護士はお布施で食えということまで雑誌に書いた。そういうものの考え方が今のような時代を生んでいる。各自、自分で好きなようにやれということであれば、結局そのような事態が生じていく。この価値観、イデオロギー、そのこと自体を弁護士会は否定しなければいけないし、それと対決して弁護士の有様を考えなければ、このような不祥事、犯罪というものは必ず起きる。そこを全くしないまま、それを全部是として、そして対処療法的に個別の弁護士を排除していく制度、考え方、これでは何も解決しない。まして、見舞金を払ってもほとんどの被害の解決にはならないし、そのことは何もならない。

このようなことを考える前に、司法改革に対する私たち弁護士会の考え方、スタンス、これを根本的に考え直し、このような社会そのものの在り方を変えていくということ

に弁護士が立たなければいけない。今そのことをすることが、弁護士に対する本当の信頼、弁護士のこの社会における役割、そういうことを信頼し、信用してもらい、そして一緒に力を合わせて闘っていけないのではないかと思う。このような議案を私たちは愚劣なものとして否決すべきである。」

菅本会員（東京） 「既に弁護士が法律事務を独占するというのは、ほとんど間違いである。司法書士も法律事務を行っている。そして、かなりの部分、後見事件においては、司法書士も担っているというのも確かである。

この制度は、司法書士が後見人をやる団体であるリーガルサポートに追い付け追い越せということで導入されたのではないかと思っているが、司法書士リーガルサポートも一枚岩ではない。また、被後見になっている方々、高齢者、障がい者の意思決定の観点から、成年後見人制度等に疑問を持っているような司法書士の方もいらして、リーガルサポート内でも様々な意見があり、様々な決議、無効訴訟とか起こされているということもある。

そういうこともあるので、リーガルサポートに追い付け、追い越せと無理して考える必要はない。ここで反対したからといって、この見舞金制度を創らなかったからといって、日弁連、弁護士が司法書士より後見で不利になるということはない。皆さん安心して反対してくださいと申し上げる。」

田畑元久会員（山口県） 「第2号議案について反対の立場から発言する。山口県では、会として反対、委任状もダブルスコアで反対の委任状を持参した。昨年の各会への意見照会の際に反対の意見書を出した。

そこに当会の多数の人の意見が要約されているので、簡単に紹介したいと思う。反対の理由は、筋論としても不合理な上、現実論としても取り返しのつかない事態が懸念されるということである。会員から出た意見としては、成年後見人の横領は裁判所の監督責任に属する問題であるのに、弁護士会が責任を引き受けるとの誤解を招きかねない。故意犯の尻ぬぐいを強制加入団体の他の会員の会費で確保するのは納得できない。このような制度で、弁護士に対する市民の信頼が確保できるとは思われず、目的と手段が合致しないなどの意見が寄せられた。およそ業界団体が構成員の不祥事の尻ぬぐいをする制度というのは類を見ない。しかも、弁護士会は個々の会員に対する監督権がなく、監督すれば職務の独立性を侵すことになる。また、不祥事続発の原因を検証しなくては適切な対応を打ち出すことはできないはずであるところ、その検証もない。先ほどの答弁を聞いても、検証はされていないと理解せざるを得ない。中途半端な見舞金を出したぐらいで、弁護士への国民の信頼が回復するというふうには思われぬ。検証、予防、被害拡大の防止の努力しか信頼確保の道はない。

意見書には書いていないが、なぜ検証しないかということ、検証すれば結局弁護士激増

政策に行き着くからであると理解せざるを得ない。百歩譲って仮に発足させるとしても構えが大きすぎる。司法書士業界の制度と異なって日弁連本体の直営で業務の全領域が対象とされ、給付額も多額である。財政破綻又は会員負担増への警戒が薄すぎる。1億円は目安である。次々に請求が来たときに断れるはずがない。結局は予備費から出して青天井になる。今の財政状態ならば大丈夫という読みがあるかもしれないが、弁護士業界全体のパイが増えない、会費総収入も増やせず、会費を減額するのが筋であるところ、以前と同じ会費を取り続けている前提が不合理である。筋どおり減額すれば、財政破綻のおそれは高まる。減額しなければ、会員に不当な高い会費負担が強いられる。会員に納得しない会費負担を強いれば、弁護士会への求心力は弱まり、それこそ自治は内部から崩壊することが懸念される。

後でやめたり、給付額を減額するということは、至難の業である。ここでやめるほうが発足後にやめたり、減額するより、世間の非難は格段に少ない。我々は目先の世間受けよりも、未来に責任を負う覚悟で事に当たるべきである。」

遠藤直哉会員（第二東京） 「今後弁護士会がもっと積極対応をするという条件をもって賛成したい。

会費を下げることについては私は賛成である。他方、カルパの制度を今後も検討していくという反対意見は今日においても貴重な御意見である。そして、法曹人口が増えたために懲戒事件、除名等が増えたことは間違いない。

私は、2年前に戒告になったことで14年間の日弁連の懲戒事件を全てチェックしたが、一般非行事件、金銭非行事件7割、8割である。したがって、私のような名誉毀損的な、舌鋒鋭く闘った弁護士を戒告したというのはないわけではない。

まず1番目は、法曹人口が増加して、懲戒事件が増えていることは間違いない。そして、隣接士業の分野に弁護士会が全員一致団結して入っていかない限り、弁護士の分野を開拓、広げることができないということである。その隣接士業の分野に入っていくということもすぐ検討すべきである。

2番目は、私が戒告になったことであるが、相手が悪徳な弁護士で、横領しているのではないかと裁判所で依頼者関係者が皆言っていたため、私は相手の弁護士を追及した。依頼者も含め皆である。私だけではない。そうしたところ、悪徳弁護士が懲戒にならないで、私を懲戒にした。イギリスやアメリカの歴史を全部調べて、今度5月に出る宮澤先生古稀記念文集に大論文を書いたので、必ず皆さん読まれたい。

私はお金を一切もらっていない事件である。1,000万円以上立て替えている。相手方は2億円以上も金を取った。そのため依頼者は問題にした。そして、皆さん一致団結して悪徳弁護士を撲滅しようではないかとなった。したがって、二弁の懲戒委員会も日弁連の懲戒委員会も、弁護士会はちゃんと応援しなければだめである。私は高潔な弁護士であるから懲戒になるとは思っていなかった。」

兒玉会員（広島） 「私が被害者の代理人をした案件で、刑事事件の論告で聞いた話を紹介する。不祥事を起こす会員も、最初から1億円といった金額を横領するわけではないはずである。最初は短い期間、少額を流用するということがほとんどであろう。しかも、その動機が最初から浪費、贅沢な暮らし、自分の借金返済のためというわけではない事例が多いと聞いている。よくあるのが、余り筋のよくない事件を受けて、勝てなかったためその穴埋めをする。可哀想な方がおられたので、そのために無理な事件をたくさん受けすぎるといったことからスタートする場合である。

第2号議案においては、上限1億円が目安にされている。それから、横領の被害に遭われた方に対しては可哀想だから少しでも補償したい。しかし、加害者弁護士に対して求償ができるとは限らない。しかも、日弁連は見舞金を支払う義務を負っているわけではないという前提である。横領する元会員の最初の横領の発端の動機とかぶるところが感じられて、私は危惧している。少額だから全体の財政にとっては、自分の暮らしにとっては影響がないのではないか。相手が可哀想だから少し出してあげよう。そして、義務のないことであるけれども出す。弁護士もほぼ賠償保険へ入っていると思うので、過失があつて賠償義務があれば賠償保険を使って何とかなるが、そうならないため預り金に手をつけて、それを穴埋めしようとしてますます膨らんでいく。第2号議案が、膨らんでいってきりがなくなるのではないかという危惧がある。この制度によって得られる信頼の維持、回復という目的と整合するのかどうか、目的が達成されるのかどうか、それと釣り合うものなのかどうかというのが、非常に疑問に感じる。この議案に反対する。」

菊間会員（東京） 「第2号議案反対の立場から意見を申し上げる。4,000万円横領された方に500万円払って、あとはもう知らないと言って、それで本当に弁護士の信頼というものが回復されるのか。弁護士の信頼というのは金を支払って取り戻すことができるようなものなのか。世間からすれば、弁護士は稼いでいるのになぜ残り3,500万円払ってやらないのか、青天井になっていく。先ほどの質疑で、要は金銭ではなくて、例えば被害者支援のために弁護士をつけるといった意見が上がっていたが、理事者会ではそれは検討しなかった、それで今回このような見舞金という金で解決するという手段を選んだということであるが、非常につかりした。弁護士の信頼確保のため青天井でお金を支払って解決するという最終手段を用いることになってしまえば、弁護士会としては金でしか解決できない、もうお手上げである。それこそ弁護士自治の放棄なのではないか。被害者の支援をすべきだというのはそのとおりでと思うが、やはり犯罪被害者支援制度のように、被害者のために弁護士をつけるとか、その費用を負担するとか、弁護士が自分の手で解決する手段によるべきであつて、金を払ってそれでお仕舞とするべきではない。よって、第2号議案に反対する。」

清水皓貴会員（東京） 「弁護士自治が危機に瀕しているとは思わない。弁護士自治というのは、弁護士自身が意思決定をして弁護士会などを回して行って、弁護士が弁護士自身を統治するということである。昨年の人権大会で300人だったか、全会員の数%によって日弁連全体の意思決定が行われた。執行部によって会費を使った委任状勧誘が行われた。弁護士会にも議決権が与えられている。それに加えて先ほどの変造事件が起きている。危機に瀕しているのではなくて、もはやこれは自治とはいえない。しかも、先ほどの変造事件についてであるが、あえて犯人と言うが、犯人は要するに東京弁護士会の会長の印を使えるというぐらいに高い立場にいる人間だと思う。そういう方が、私文書偽造に当たるような委任状の変造をして弁護士自治を脅かしているにもかかわらず、問題と感ぜない人が多い。そのような状況の中で、お金を出して、依頼者に被害を受けた人に見舞金を出すという程度で、弁護士自治が守られるなどとは思えない。第2号議案に強く反対する。」

安藤真一会員（第一東京） 「この件については討論も大方尽くされたと思うので、これをもって討論を打ち切り、採決していただきたく、討論終局の動議を提出する。」

議長は、討論終局の動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員20名以上の賛成が得られたため、動議が成立し、その後動議につき採決したところ賛成多数であったので討論を終局し、採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第2号議案について採決が行われた。第2号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 1万2,635名

議案に賛成 9,848名

議案に反対 2,699名

棄権 88名

以上の結果、第2号議案は賛成多数により可決された。

会場からの委任状に係る問題について調査すべきであるとの発言に対し、議長は、弁護士会において調査いただくことになった旨を述べた上、議事を進行した。

【第3号議案】 少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正）

中一部改正の件

[第4号議案] 法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議・平成25年12月6日改正）中一部改正の件

議長は、第3号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正）中一部改正の件」、第4号議案「法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議・平成25年12月6日改正）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

齊藤芳朗副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第3号議案の提案の趣旨は、少年・刑事財政基金の特別会費の徴収期間を今年6月から3年間延長するということである。特別会費の額については、来年6月から現在の月額3,300円から1,400円値下げして、1,900円とすることである。

これまで日弁連が行ってきた様々な活動によって、国選付添人制度、被疑者段階での弁護制度が実現し、充実してきた。しかし、逮捕段階の被疑者に対して国選弁護人が選任されているわけではなく、観護措置がとられた少年の全てについて国選付添人制度が実現したわけではない。その実現まで基金の継続が必要である。

特別会費の額については、このような事件の全件に国選弁護人が付される制度が開始する来年の6月以降は、被疑者弁護援助の件数が減少することが予想されるため、会費を現行より1,400円値下げし、月額1,900円とすることを提案する。

第4号議案は、犯罪被害者、子ども、外国人などの7事業に関する援助事業の特別会費の徴収期間を3年間延長するとともに、特別会費の額を現行の月額1,100円から900円に200円減額するものである。

犯罪被害者、子どもの虐待、高齢者、障がい者に関しては、一部国費化が認められるものの、多くの事業において国費化、公費化が進展していないため、3年間の期間延長を求める次第である。

特別会費の額については、7事業の件数はある程度の増加が見込まれるものの、繰越金もある程度あるため、月額200円減額して900円とすることを提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

青木佳史会員（大阪） 「大阪弁護士会では、第3号議案について意見照会があったときに一定の要望を出させていただいたので、その検討状況、あるいは今後の執行部としての方針について質問する。

少年や刑事弁護の基金の存続と延長及び若干の減額に関しては、基本的な方向性については賛成したいと思っているが、この間、障がい者の刑事弁護の取組が国を挙げて進んでおり、多くの弁護士会で障がい者の刑事弁護の取組が進んでいる。ただ、その中で、社会福祉士やその他の福祉関係者が、障がい者と一緒に同行して面会をしたり、更生計画を立てたり、社会的な環境調整を行うことについては、費用の手当てがないままボランティアでお願いしているという状況があり、なかなか活動が進まない一つの要因になっている。障がい者の刑事弁護を進めるという意味では、この点に対する援助が非常に重要であり、今回、基金がある程度プールされている中、会費の減額もしていただく中で、現在ある基金を活用し、新しいメニューとして障がい者の刑事弁護に関するメニューを拡大することを要望した。

併せて、大阪弁護士会では在宅の障がい者、高齢者の刑事弁護についても、その必要性から独自に援助制度を9月から始めたが、この制度についても、本来であれば日弁連全体としてこの基金の活用の中で行われるべきではないかというふうにも考えている。

以上の点について要望しているところであるので、現在の検討状況、あるいは今後の方向性について質問する。」

齊藤副会長 「非常に前向きな質問に感謝する。刑事、少年の事業の内容とメニューであるが、当然増えたり減ったりするものだと思う。したがって、具体的な事業の内容、必要性、かかる費用、あるいは各弁護士会でどのぐらい需要があり、体制を整えなければならないのかなどを各担当する委員会で具体化した要望書といったものを会長宛てに提出していただければ、正副会長会、理事会、弁護士会照会などを経て実現することは、可能だと思う。是非、よろしくお願ひしたい。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

安達信会員（神奈川県） 「第3号議案について、賛成の立場から意見を述べる。被疑者弁護援助制度の事業継続の必要性があることは、議案書のとおりであり、被疑者国選弁護制度の対象が勾留された全事件に拡大される平成30年6月まではもちろんのこと、それ以降も国選弁護制度の対象とならない逮捕段階における被疑者について弁護人の援助を受ける権利を保障することは不可欠である。神奈川県弁護士会では、本年11月17日に横浜で開催される第14回国選シンポジウムに向けて準備に邁進しているところ、この国選シンポジウムでは、早期接見と弁護活動の充実及び逮捕段階からの国費による弁護制度の実現に向けて、各地の当番弁護士制度を検討し、最低限果たすべき制度内容を検討する予定である。

そこで、逮捕段階で身体拘束を受けている被疑者のための被疑者弁護援助事業に絞り、

意見を述べる。昨年12月1日に施行された刑事訴訟法一部改正により、逮捕段階における弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定した弁護人選任権及び教示先について、警察に対する教示義務が規定された。この改正により、逮捕段階における当番弁護士の申込みが増え、被疑者に早期の弁護人による援助を受ける機会が保障されることが期待されたが、当番弁護士から受けた報告では、ほとんどの被疑者に対し実質的な教示がなされていないことが明らかとなりつつある。

逮捕段階における被疑者の弁護人の援助を受ける機会はいまだ保障されているとは言えない。国選シンポジウムでは、これらの問題点も検討し、議論していくこととなるが、逮捕段階において資力のない被疑者に弁護人の援助を受ける権利を保障するためには、逮捕段階における刑事被疑者援助の事業は不可欠である。また、将来において、逮捕段階から身体拘束を受けている全ての被疑者に対する公的弁護制度の実現に向けては、日々の実践の積み重ねしか方法はない。将来の制度実現のためにも、逮捕段階における被疑者弁護援助事業は必要である。

ここで、神奈川県弁護士会における当番弁護士活動等の実践内容等を紹介する。まず、身体拘束からの解放に向けた実践例があれば、全会員向けに、その都度FAXによる広報を行い、身体拘束解放に向けて会員の意識が高まるよう取組を行っている。また、当番弁護士から勾留阻止に向けた活動の成功例の報告も少なくない。若手会員ばかりでなく、ベテランの会員からも、早期に身体拘束からの解放を実現したとの情報を集め、広報をしている。新規登録弁護士には、当番弁護士の研修を義務付けている。その研修では、所定の条件を満たす弁護士が指導担当弁護士として接見に同行し、新規登録弁護士に対して早期接見の重要性を十分に理解するように指導している。さらに、指導内容について報告を求め、刑事弁護センター運営委員会がチェックする仕組みとしている。新規登録弁護士からの研修報告に基づき、経験交流会をほぼ毎年行っている。若い期の会員の中には、同期の中で互いに身体拘束解放に向けた活動の意見交換を行っている期もあると聞いている。現在、刑事弁護センター運営委員会を中心として、逮捕段階において被疑者に対して弁護士が可能な限り早期に接見に行き、かつ、継続的な弁護を受ける仕組みを検討しているところでもある。

このように、神奈川県弁護士会は、逮捕段階からの実質的な弁護活動のための取組を続けている。逮捕段階における被疑者弁護援助事業は必要である。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第3号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第4号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

〔第5号議案〕 会則中一部改正（第61条・会長の選挙）の件

〔第6号議案〕 会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「会則中一部改正（第61条・会長の選挙）の件」、第6号議案「会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

小田修司副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案は、時代に即した選挙制度への変革を実現して会長選挙への会員の関心を高めつつ、会員の意思を的確かつ合理的に反映した選挙を実施するという、直接選挙制度制定以来変わることのない理念を全うするための改善等を目的として、弁護士会に対して実施した意見照会の結果を踏まえ、会則及び会長選挙規程、これを「本規程」と言うが、その一部改正を提案するものである。

まず、会則第61条の改正並びに本規程第27条の2の新設、第38条、第50条及び第53条の改正について、説明する。候補者の死亡又は被選挙権の喪失に伴う投票日の延期である。本規程においては、補充立候補届出期間は投票日の10日前までに限られており、その届出期間経過後に候補者の1人が欠けた場合、新たに立候補を受け付けることはせず、残る候補者が1人であれば、投票を行わずに当選者となることになる。本来は投票が予定されていたにもかかわらず、不測の事態によって候補者が1人になったがゆえに無投票で当選するというのは、会員の意思を合理的に反映したものとは言えない。

そこで、補充立候補届出期間経過後に、候補者の死亡又は被選挙権の喪失により候補者が1人となった場合は、投票日を延期して、立候補の届出の期間を改めて設けることを提案する。

この場合の投票延期の決定は、投票日の9日前から前日までの間となることから、既に多くの郵便投票や不在者投票が実行されていることが想定される。そこで、投票の延期に当たっては、途中まで実施した郵便投票及び不在者投票を一度白紙に戻し、新たに用意した投票用紙により、選挙権を有する会員全てを対象に、投票のやり直しをすることを併せて提案するものである。また、投票日を延期するために、弁護士会の協力を得ることが不可欠であるが、各地の事情により2月中の実施が難しければ、投票日が3月以降にずれ込むことも予想される。会則第61条第1項は、2月中に選挙することを定めているが、2月中の選挙を原則としつつも、やむを得ない事情がある場合には3月以

降の選挙の実施を可能とするよう、会則を改正することを併せて提案する。

本規程第10条の改正は、兼職規定の範囲の見直しである。現行規定においては、選挙管理委員会委員と懲戒委員会及び綱紀委員会の委員の兼職が禁止されているが、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員を代理する予備委員については明記されていない。懲戒委員会及び綱紀委員会の委員の兼職を認めない趣旨に照らせば、同等の立場である同委員を代理する予備委員についても兼職を認めるべきではないことから、改正を提案する。

本規程第41条及び第48条の改正は、繰上当選の要件の見直しと再選挙に関するものである。本規程第41条は、当選者が就任前に死亡等で欠けた場合、弁護士会の総数の3分の1を超える弁護士会においてそれぞれ最多票を得るという条件を満たしていれば、次点者が繰上当選をすることになっている。理論上、数百票程度でも3分の1の弁護士会で最多票を得ることが可能な制度となっているが、得票数が当選者と著しく隔たる者が次期会長として選出され得る仕組みは、会員の意思を的確、合理的に反映したものとは言い難い。公職選挙法では、地方公共団体の長や小選挙区選出の衆議院議員の場合、得票数が同じでくじで当選人を定めた際に当選者とならなかった者の中から繰上補充を行うこととなっており、該当者がなければ再選挙となる。

以上を踏まえ、日弁連の会長選挙について、得票が同数で、かつ、最多票を得た弁護士会数も同数の場合に繰上当選を行うこととし、該当者がいなければ再選挙とする改正を提案する。

本規程第51条の改正は、公聴会の見直しである。本規程第51条は、弁護士会連合会の設置されている区域及び東京都の計9か所で公聴会を実施する旨定めており、さらに選挙管理委員会が特に必要と認めた場合には、その他の場所でも行うことができると定めている。現在、沖縄弁護士会を含めた10か所で実施している。候補者が各地に向いて直接対話をするには極めて有意義である一方、全国10か所に赴くことは、候補者にとって費用面の負担が大きく、連日の移動と公聴会への参加による心身の疲労も看過できない。また、限られた選挙運動期間中のおよそ2分の1を公聴会に費やすこととなるため、選挙運動に十分な時間を割くことができないという実態もある。日弁連や開催地の弁護士会にとっても、会場確保、人員確保、費用といった様々な面での負担が生じている。それに比して、実際に公聴会に足を運ぶ会員数は決して多いとは言えないのが実状である。

そこで、公聴会の開催地を7か所に減らすことを提案する。現在の公聴会開催地が本規程の改正により不利益を被ることのないよう、テレビ会議システムを利用して質問のできる副会場の設置を認めることとし、公聴会の開催に当たっては、今回の改正の趣旨に沿った運営となるよう、選挙管理委員会に対して特段の配慮を求めることを予定している。

本規程第56条の2の改正は候補者による選挙運動用ウェブサイトの運用の緩和である。本規程では、選挙運動用ウェブサイトは、会員が候補者に対して意見や希望を伝

える手段としては利用できないものとされている。しかし、会員が候補者のみに伝わるよう意見を送信することについて、それを禁止する必要性は特段認められないことから、会員が候補者の選挙運動用ウェブサイトから候補者に対して問合せをすることを可能とする改正を提案する。本規程第56条の2及び第58条の改正は、候補者以外の会員によるウェブサイトの利用の運用緩和である。前回選挙から、候補者本人によるウェブサイトと電子メールを利用した選挙運動が行えるようになったが、候補者でない会員については利用が認められていない。しかし、会員の会長選挙への関心を高め、投票率の向上を図る必要がある中、ウェブサイトにおける会員の自由な発言を妨げることは時流に反している面もある。そこで、候補者以外の会員によるウェブサイトを利用した選挙運動については、これを制限しない旨の改正を提案する。

本規程第56条の3の改正は候補者による選挙運動用電子メールの運用の緩和である。本規程では、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を候補者に通知した者に対してのみ、候補者から選挙運動用電子メールを送ることができ、あらかじめの確認メールを送ることができるのは候補者のみで、選挙運動期間中に限ることとしている。限られた選挙運動期間の中で、本来の目的である選挙運動用電子メールを送るまでに時間と手間を要しすぎるとは合理的とは言いがたい。そこで、選挙運動用電子メールを送るためのあらかじめの確認及び会員が送信を求める旨の通知は不要とする改正を提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

菊間会員(東京) 「候補者以外によるウェブサイトの利用による選挙運動について、質問する。候補者によるウェブサイトなどについては、例えば氏名を載せてそのデータを3年間保存しなさいというふうに、いわゆるなりすましの対策がなされている。今回、追加された第6項について、事実と異なることはやってはいけないということは禁止事項に追加されているが、今回の改正で、なりすまし対策としてどのような措置が施されているのか。そもそもそういう措置が施されているのか。」

小田副会長 「弁護士による選挙であり、匿名の情報に対する信用性については各会員が正しく判断するものと考えている。発信者が明らかなものについては、禁止事項に該当するウェブサイトが違反事例として報告されれば、選挙管理委員会が対応するが、匿名のものについては発信者の特定は容易でないケースが多いのではないかと考えている。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

小笠原基也会員（岩手） 「第6号議案について反対の意見を述べる。第6号議案全部ではなく、2点である。1点目は、会長候補者死亡の場合についてである。これは、現在の選挙において、二派に分かれて選挙戦を闘っているという現状を踏まえての改正だと思われるが、そもそもそういうことを前提としてこのような備えをするというのはおかしいのではないか。もし、そういうことが危惧されるというのであれば、もし派閥のような形で出るのであれば、もう1人出す、あるいはきちんとそれにふさわしい人間を何人か出すということが筋ではないか。

2点目は、公聴会についてである。岩手も地方であり、地方の会員にとっては公聴会というのは重要な場であるが、その場所を減らされると、今現在、それほど対立が先鋭ではなくて、公聴会が不要だとしても、議案によっては、あるいは選挙の際の争点によっては、それはいつ活性化するか分からないため、それを減らすというのは地方の身としては反対である。

最後になるが、今のような反対意見があることを踏まえていただき、その他の部分は賛成であるが、採決の際に今の点を分けて賛成、反対を採っていただきたい。一括でということであれば、第6号議案については精密採決でお願いしたい。」

議長は、執行部に意見を求めた。

中本会長 「精密採決については、反対意見がごく少数で、質問もないので、不要だと考えている。その他の点については、意見として承る。」

杉村亜紀子会員（東京） 「賛成の立場で意見を述べる。今回、会長選挙規程の改正があると伺って、中身を拝見したところ、実際に不都合が出るであろう部分を改正するとか、ウェブであるとか、メールであるとか、改正をして1回実施してみて、実際にこれも使いやすいものにといいことで改正しているの、全体的なものについては賛成する。

また、二つの個別的な点について意見を述べる。一つは、電子メールの運用緩和の点である。この改正を初めに見たときに、あらかじめの送信同意や、メールを求める旨の確認が不要になるということで、選挙が近づく度に、たくさんのFAXが事務所に来て煩わしいと思っている私としては、メールがたくさん来てしまうのではないかとちょっと不安になった。ただ、色々と調べたところ、弁護士会が勝手にメールアドレスを候補者に流すようなことはないということであるし、嫌なメールが来たら配信停止をすればよいということなので、むしろFAXがメールへ移行する、欲しい情報を欲しい人からもらえるということになって良いと思った。続いて、公聴会の件であるが、確かに回数が減ってしまうということは、候補者の先生方に直接会ってお話をする機会が減ること

にはなる。お会いして初めてお人柄が分かったり、互いに意見を交わして理解が深まるということもあるかと思うが、他方、人があまり集まっていないという現状があると聞いている。また、会長選挙を見ていると、全国を回られて本当にお金がある人でないと立候補できないというような時代になっていくのかなというところを若手としては感じている。

そういった中、今回の改正で、ウェブサイトを利用して候補者に直接質問ができるような制度もできており、情報を得たい人は情報量が増えるということから、公聴会を減らすこともやむを得ないと思っている。

公聴会を利用したり、選挙運動期間にいろいろな発信があったとしても、自分の弁護士会の先生でない場合には、どこか遠い存在、会長さんというのは少し遠い存在に思えている人がたくさんいらっしゃるのではないかと思う。できれば選挙で動き出すという前から、弁護士会を超えて、世代を越えての交流というのを強く意識していただいている先生がなっただされば、私たちも、私たちの会長だよと言いやすいと思う。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず、第5号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第6号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

〔第7号議案〕 裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第73号）中一部改正の件

議長は、第7号議案「裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第73号）中一部改正の件」を議題に供した。

小田副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

刑事訴訟法が改正され、その一部は、昨年12月1日から施行されている。改正法において弁護人である弁護士についての検察官の処置請求が新たに規定されたこと、弁護人である弁護士についての裁判所の新たな処置請求が規定されたこと、付添人である弁護士についての裁判所の処置請求が新たに規定されたこと等に伴う改正である。

もう一つ、少年審判規則第7条第3項の新設に対応するための改正を行うものである。これらの改正は、弁護人等が弁護権を十全に行使することを確保するとともに、公正、

適正かつ迅速な裁判及び審判が行われることを確保することを目的として行うものである。なお、議案を本日配布した第7号議案訂正資料のとおり訂正する。」

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

弓仲忠昭会員（第一東京） 「刑事訴訟法の改悪ということで考えている。去年の5月に成立した刑事訴訟法は、盗聴の拡大とか、司法取引の導入とか、冤罪を更に増やす、監視社会を招く大変悪法だったと認識している。そういう中で、特に今回の改正に関わるのは、弁護人の弁護活動を極めて制約する措置を警察官や裁判所が悪く思えば何でもできるというような形で導入されるものではないかと、大変心配している。例えば改正法の第299条の4。どのような場合に証人、鑑定人、通訳、翻訳人の氏名や住所を被告人に言うな、という話であるが、それは、結局抽象的に被害者の親族等を畏怖させるおそれがあるかないかとか、被告人の防御に実質的な不利益を生じるかどうかとか、極めて抽象的な概念で、裁判所や検察官の解釈一つで弁護権を制約できる法律になったわけである。それに反対すべきだと思ったが、残念ながら、日弁連は全体として推進した。

その悪法が通った結果、規程を変えましょうというのは、どうにも納得がいかない。そのことによって、検察や裁判所によって、弁護権がますます制限されて、自由に私たちが弁護活動できなくなるおそれが大変強いのではないかと思う。法律が通ったからといって、唯々諾々と言われるままに規約を改正するというのはいさではないと思う。その辺りを十分議論した上で、この提案自体は否決されるべきである。」

森川文人会員（第二東京） 「第7号議案に反対の意見を述べる。今、弓仲会員からも御指摘があったとおり、昨年日弁連が正に裏切って、屈服して、刑訴法の改悪がなされた。盗聴は拡大し、司法取引を受け入れ、取調べ録音・録画制度、そして、この証人隠し制度ができた。今から11年前の3月3日に、日弁連は総会で多数の反対がありながら、処置請求についての規程を制定する議案を押し切った。今回受け入れようとしている処置請求の規定は、我々が弁護人として調書を開示する際に、検察官が証人の名前や住所を被告人に教えないように条件を付して、そしてその条件に違反したら処置請求を求める、つまり、懲戒請求をするように求めることができるという改正である。これは、検察官に弁護人に対する武器を一方向的に与えるものである。刑事訴訟において、構造的に対立する検察官に対してこのような処置請求を認めることは、弁護人の弁護権、そして被告人の防御権を破壊するものである。当事者対等どころではない。

具体的な話としては、昨今様々な弾圧が実際に行われている。レンタカーを借りて福島の現場に割り勘で行こうと呼び掛け、実施したら、それは白タク行為であって逮捕、勾留するとなり、23日間勾留された。障がい者団体が集会を企画する、しかし、それは障がい者と直接関係ない企画だから詐欺罪であると。このような逮捕もされている。このような起訴することすらできないでたらめな逮捕、勾留が行われている。

これらはもちろん公安警察が主導しているが、勾留状を請求するのは検察官。勾留状を発付するのは裁判官である。勾留理由開示公判においても、弁護人からの釈明に全く裁判官は答えない。このようなことが今実際に行われている。つまり、検察官、裁判官は、昨今、このでたらめな弾圧に加担しているのである。

そうである以上、裁判官に加え検察官にまで処置請求を認める必要は全くないどころか、これ以上権力側に武器を渡すことを弁護士会が受け入れるのは全く論外である。治安維持法の時代、裁判官は、拷問された虚偽の自白と分かりながら有罪判決を書き、さらにそれが分かっていたからこそ、判決を書いた後、判決を燃やしている。これは事実である。構造的に検察官や裁判官を我々は信じることはできない。これが弁護士、弁護人の基本的スタンスであろう。日弁連は、このような刑事弁護への攻撃となるような法改正を受け入れ、更に規定まで設けるなどということをして、自ら屈服することを絶対にやめるべきである。

先ほどから、弁護士自治がテーマになっており、早稲田副会長も弁護士自治とは時に権力と対峙することであるということの説明された。時にというのは正に今である。この弾圧が始まっている時代に弁護士自治を貫くためには、きちんと権力と対峙するために、悪法に従うのではなくて、反対する、受け入れないという姿勢をしっかりと示すべきである。第7号議案に反対する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第7号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

〔第8号議案〕 会則中一部改正（第40条の2新設・総会の定足数）の件

議長は、第8号議案「会則中一部改正（第40条の2新設・総会の定足数）の件」を議題に供した。

小林元治副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案は、総会の定足数に関する定めを日弁連会則第40条の2として新設するものである。具体的には、本人出席、代理出席、弁護士会出席を合わせ5,000人の出席を得なければ、議事を開き、議決をすることができないという内容である。定足数を定数として、その数を5,000人としたのは、議事運営上の安定性、それから出席者の最低限の基準を定めておくという観点を総合的に考慮したものである。

総会の定足数の問題は、日弁連のガバナンスに関わる問題である。その適切なありようについては、定数で定めるべきか、割合で定めるべきか、様々な御意見があるということは承知をしているが、過去の臨時総会、あるいは定期総会、そういった実績等々も踏まえ、執行部としては熟慮に熟慮を重ねた結果、今回の提案をする次第である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

室井淳男会員（栃木県） 「この問題について当会としては反対の立場である。現在、会員は毎年増えているところ、確定数の5,000を定足数にすると、すぐに割合が低減して、実際の定足数の意義を持たないのではないかと思われるからである。今後見直しもあるのかという点を第1点としてお聞きしたい。

第2点として、その見直しがあるとしたら、その目安や基準はどのようなものになるのか尋ねたい。

第3点として、もしその見直しの目安とか基準があるのであれば、依頼者見舞金制度は5年で見直しという附則が付いているところ、例えばこれについても附則とか附帯決議により明文化することはできないかという点をお聞きしたい。日弁連の理事会では、執行部を信用してほしいとのことであるが、執行部は入れ替わっていくため、将来の執行部がそれを見直していくのかというのは担保されていない。そこで、その点を尋ねたい。」

小林副会長 「今後の定足数5,000人の見直しであるが、それを絶対否定するということはないが、将来この5,000という定数がどうなっていくかということは、その時々状況というものも判断しなければならないため、時の執行部の責任において見直しの提案をするのが妥当であろうと考えている。今回の提案について、見直しをする、あるいは附帯決議的なものを設けることは、執行部は考えていない。」

菅本会員（東京） 「5,000人という定足数であるが、様々な政策を掲げたいとするグループが臨時総会を開催しようとする、定足数の5,000人を集めるために、現状、委任状を1人50人分しか集められないため、50人分の委任状を集めた人100人に議場に来ていただく必要がある。この状態で5,000人集めろというのは非常に厳しいものがあるが、定足数5,000人を設けるに当たって、1人で委任状を受任

できる数を増やすとかそういう議論はされたのか。

それに併せて、最近では東京三会などと他の弁護士会で意見が割れることが多くなっているところ、私は東弁会員であるが、東弁会員は東弁でしか委任ができない。これを、弁護士会を越えて委任できるようにするという点についても検討されたのか。」

小林副会長 「50名の委任の数を今増やすことについては検討していない。将来どうなるか、これは当執行部として申し上げる立場ではない。

弁護士会をまたがった問題であるが、これについては難しい。技術的にも難しい。あくまでも、弁護士会として日弁連提案の総会議案がある、総会あるいは常議員会等でこの議案について賛成するかどうかも含め、会内討議をする。その討議を踏まえた上での委任ということになるので、それを越えて他の弁護士会の会員に委任をするということは、弁護士会の独自性、独立性、自立性から見地からしても難しいと考えている。」

濱田広道会員（東京） 「一つ目は、これまで全く総会において問題になっていなかった定足数を、なぜこの時期に定めようと執行部が考えたのか。その動機について、説明していただきたい。

もう1点は、はっきりと執行部から聞いたわけではないが、その動機として伝え聞くところによると、前回の人権大会のときの決議について、少数者で日弁連の意見を決めるのがいかなものかというような指摘があったことを受けて、日弁連総会に定足数を設けようとしたという話も聞いている。仮にそうだとすると、人権大会と日弁連の総会というのは、全く性質も意味合いも違うわけであるが、その違いについては議論したのかということである。

3点目もある。先ほど、少数者による招集請求について触れられたが、私自身も非常に数の少ない東弁の中の一党派に属しており、仮に600人しかいないその会派で、少数者による招集請求をしたときに、5,000人の出席者を自分たちで集めるというのは、非常に困難な気がする。少数者による招集請求がされたときは、そもそも定足数を満たさないで終わってしまうということも十分考えられる。その点について議論したのか。」

小林副会長 「定足数の問題は今突然出てきたという話ではない。法律家団体として従前から定足数を設ける必要があるのではないかという議論があった。弁護士会でも定足数を設けている弁護士会が40ほどある。日弁連になぜないのかという意見はあった。現在、日弁連は、会費を含め59億円という大きな予算を扱う団体となったわけであるし、2月1日現在では3万9,010名という多くの会員を擁する団体になった。日弁連が総会で方針を発表し、それに基づいて理事会、正副会長会等々でも会長声明、談話、意見書等を発表するわけであるが、中本会長になり、今年の4月から既に会長声明だけ

でも59件出している。これらは、こういった大きな総会での大きな方針に基づいて、理事会で討議をし、そして正副会長会でも議論した上で発出をするわけであるが、このような大きな団体の一定の合理的な数による討議が、対外的な意見書、談話を含めそれなりの影響力を持つためには、それなりの数の会員が加わって意見形成をしていくことが必要である、法律家団体として当然必要ではないか、との判断からこれを導入した。

もう一つは、ここ数年で会員の構造が根本的に変わってきたことである。過去13年で日弁連会員は倍になり、60期以降の会員で既に45%を占めるが、総会を開くに際し若い方の参加が少ない。これから会員が様々な分野で仕事をする意識の分化なども進むと思われるが、総会に参画をしていただき意思形成をしていく、その際に一定数を確保するという事は、社会的にも影響力を持つ団体として最低限必要であるという視点、総会の安定的な運営を図りながら一定数を確保して会内民主主義を確保するという視点から、5,000名ということ考えた。

人権大会の話は新聞等でも報道されたが、あのときは、786名が参加した。そして、死刑の問題について、96名の反対、144名の棄権というデータがある。

そのとき、定足数はどうなのだと日弁連は問われたわけであり、そのような質問等もあった。これが全てではもちろんないが、定足数は、最高意思決定機関としての総会で一定数を確保する必要があると考え、定足数の導入の立法事実はあると判断した。

招集請求の問題は、先ほど、菅本会員の質問に回答したとおりである。」

議長が、執行部に対し、濱田会員の3点目の質問について、補充説明を促した。

中本会長 「少数者からの臨時総会の招集については、あくまで請求を受けて、執行部が臨時総会を招集するわけである。臨時総会を執行部の責任において招集する以上は、この総会を流すということは、執行部としては大変な失態である。しかも、このような臨時総会を招集するについては、実に2,000万円以上の経費がかかるため、そのような経費をかけた総会を執行部が招集しておいて、故意に流すようなことは、執行部としては当然あり得るべきことではない。私は決してそういうことはしないし、次の会長に選ばれた人も、この中に来ておられれば、そういうことは決してないということをして是非頭に入れておいていただきたい。」

藤井幹雄会員(和歌山) 「定足数を定めること自体に反対するつもりはない。ただ、5,000という数字について、若干の危惧がある。一番大きな東弁の会員が7,000人であるが、その一弁護士会以下の定足数を定めることについて、若干の危惧がある。52弁護士会あるが、一弁護士会の会員数よりも低い数を定めるということになると、地方会としては、ますます大規模弁護士会中心の運営になっていかないかという危惧がある。

これは当会の意見書にも書き、理事会でも述べたところであるが、会長選挙にはそう
いうことが一定程度配慮されている。定足数についても各弁護士会が会員となっている。
私も今日会長の1票を持っているが、5,000という数だけでなく、地方会の意見を
一定程度反映させるということからすると、弁護士会として52弁護士会の過半数の出
席が必要だということも考えられる。そういうことについて検討したか。あるいはそれ
を導入するにおいてどのような支障があるのかについて教えていただきたい。」

小林副会長 「この総会は、御指摘のように、本人、代理人、会出席という三つの議
決権の構成要素によって成り立っている。会則上、弁護士会については1票という価値
を遵守するということで、会1票とカウントされている。そういうことから、弁護士会
の定足数ということを決める必要について検討したわけではなく、全体としてのそれぞれ
弁護士会、代理人、本人という三つの要素のトータルとしての定足数ということに平等
に扱ったということである。」

藤井会員（和歌山） 「技術的に支障があるか。」

小林副会長 「技術的な支障はないと思われるが、先ほど答えたような政策的な価値
判断の上に成り立って全てを平等にし、5,000人という数字を提案している。」

児玉会員（広島） 「定員数のない会議体では一般的には割合で定足数を定めるほう
が多いと思われるが、例えば事前に基準日を設けた上で、割合によって定足数を定める、
例えば10分の1ぐらいを定めておくという選択肢をなぜとらなかったのか。今回の議
案のほうはどういう点で優位性があるのかについて、お聞かせいただきたい。

それから、委任状の問題であるが、紙の委任状で弁護士会の会長認証を受けた上で
弁護士会から送られて、しかも弁護士会の横断をした委任ができないという制約も積極的
な理由にはならないのではないかと思われる。弁護士会の構成員である会員が弁護士会
の議論を踏まえて議決権を行使しなければいけない理由はない。

弁護士会を横断した弁護士法人も現在ではたくさんあるところ、そういった縛りを設
ける必要があるのか。受任の上限人数が50人という制約がある中で、この制度自体を
全体的に見直したほうが会員の意見は直接反映されやすいのではないか。今回のような
ミスか疑義か、故意犯か分からないが、問題も起こりにくくなるのではないかと思う。
そこで、一般の株主総会のような議決権行使を直接日弁連に送ってもらうような形、あ
るいは会員用のホームページからオンラインでも議決権の行使ができるような形とい
うのをとることができない何か制約があるのか。現在、あるいは今後、検討する方向で
考えているのか。」

小林副会長 「検討課題としてはあるのではないかという思いはあるが、会員はまず所属弁護士会に入会申込みをし、その所属弁護士会から進達をされて日弁連会員として登録をしているという関係になっているため、弁護士会を越えて委任をできるかどうか。全く理論的に駄目だという理屈が立つかどうかは、今後の検討課題であると思われるが、今回はそのような制度設計、立て付けにはしていない。

基準日については、総会当日の会員であれば議決権を行使できるというのは、会員の基本的な権限、権利であるため、基準日の前に会員でなくなった人が総会当日に会員であれば議決権を当然行使できるわけである。反対に、会員であったけれども総会当日には会員でなくなったという場合もある。日弁連は全国組織であるため、お亡くなりになる方とか、取り消されたとか、刑罰によって会員資格を失うといった様々な事情を、総会当日までに集約して分母を確定する必要がある。会員として正式に資格があるかどうかの確定をするというのは、非常に技術的にも難しいものがある。そこで、今回は基準日という設定をしなくて、確定数で5,000という提案をした。書面投票、ネット、オンラインの関係も一応検討している。ただ、議場で議論が行われる、そこでの質疑、討論の内容を踏まえて意見形成が行われるというのは、極めて大事な要素であるため、現在のところ、具体的な導入までは検討していない。」

兒玉会員（広島） 「現在の会員に対して議決権を行使させたい、本日現在のということで、絶対数という話があったが、それでは、今日の受付で、昨日登録した会員、あるいは昨日資格を失った会員は、きちんと振り分けられているのか。それができているということであれば、おそらく基準日を当日にしたとしても定足数の確認というのは容易にできると思われる。できていないのであれば、今日の受付の入場者、議決権の把握というのが正確だったのかどうかという疑義が生じると思う。」

小林副会長 「今回の臨時総会については、日弁連としては3月1日までに日弁連に各弁護士会の認証印を受けた委任状が提出されるということを連絡した。2日間のタイムラグがある。ただ、基準日を設ける場合、全国の会員の動向も踏まえて把握しなければならないとなると、相当以前に設けなければならない。例えば、会社などの議決権、株主総会などでは、3か月、1か月と設けている。権限行使と基準日の間にそのような期間を置くということは、日弁連の議決権の行使の重要性に鑑みると避けたほうが良いという判断をしている。

問題は、昨日の段階で先ほど挙げたような会員になった人がどうなのかということであるが、それは手続上、そういう整理をしているため議決権を行使することはできないが、それは制度運営上、やむを得ない措置として理解していただくほかない。

今申し上げたのは代理の問題であるが、本人であれば、当日、会場に来ていただくことは可能であるため、制度上の運営について問題は少ないと考えている。」

室井会員（栃木県） 「提案理由の第2の理由の1項に、最高意思決定機関である総会について、極めて少数の会員のみの出席をもって決することは相当でないためとある。また、5項には、具体的には5,000人程度の出席があれば、極端に少ない出席者数であるとまではいえずとある。

それで5,000人ということ提案していると思われるが、定足数として人数を考えると、極端に少ない出席数であるかどうかという評価は総数との関係で決められるべきことだと思う。例えば同じ5,000人であったとしても、総数の人数が増えればその評価はまた違ってくる。現在の弁護士人口等を考えたときに、大体8分の1ぐらいの比率で5,000人という形になっているかと思うが、どの程度の弁護士数になれば5,000人の定足数が不当であるというふうに評価するのか。その目安を教えてください。」

小林副会長 「本質に迫る質問と思うが、5,000人という数字については、時が経つに従って会員数は増えるため、その段階で総会、臨時総会の出席状況等を踏まえて、増やしたほうがいい、増やしても総会の安定的な運営には差し支えない、という状況があれば、それを一つの立法事実として見直すということになると思われる。

したがって、今後、日弁連の総会運営、ガバナンスの問題に関わる問題については、執行部でも理事会でも配慮しながら検討していくという姿勢を引き続き持ち続けなければいけないと思っている。」

尾崎会員（第一東京） 「5,000という定足数について反対ではないが、総会にどの程度の方が出席していたのか調べたり、また、調べてもらったところでは、今回同様1万という数の方がいつも出席するようになると思われる。そうすると、今回5,000人という定足数を定めることは、楽々クリアできるし、会長がおっしゃったとおり、少数者による招集請求がなされても、一旦それが300人で通った以上は、総会を招集するのは正に執行部になるわけであるから、少数者の請求による臨時総会の場合でも、執行部は数を集めてもらえると思われる。

そうであれば、実際問題として5,000人という数は、あってもなくても同じような、誰にも困らない数になってくれるのではないかと、その関係で少数者も困らないから賛成してもいいのではないかと思った。ただ、反面、例えば1万人、2万人集めるというふうに会長が気合を示しておっしゃるなら、それは前向きの意味のある提案だと思うが、今まで比較的簡単に集まっている5,000人という定足数を定めることに、一体何の意味があるのだらうと思ったときに、人権大会での宣言というものの数が少なかったということが、問題になったと思われる。

今回は総会の決議若しくは総会の開催に関しての定足数であるが、現在の執行部にお

いては、将来的には人権大会の宣言についても定足数を定めるつもりがあるのか、それについてどのような検討をしているのか教えていただきたい。」

小林副会長 「人権大会は日弁連の大会としては極めて重要な意見表明の一形態である。現在、人権大会等について定足数はないわけであるが、手続上は理事会の事前の承認を得る、弁護士会の決議等については何度も議論をする。その前提として正副会長会でも議論をする。さらに人権大会の運営委員会が1年前からテーマを決めて慎重に、しかも広範な様々な意見を集約しながら大会当日を迎える。そういう意味では、総会などと違って研究成果を発表する場である、そういう場であるという位置付けをした課題が多いわけである。

調べたところ、人権大会に代理出席が認められていないことについては、人権大会は研究が主体であるため代理権行使は性質上馴染まないし、予想していないという昭和45年に人権大会の規則制定がされたときの議論が記録上は残っていたので報告する。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

山本志都會員（東京） 「第8号議案に反対の意見を述べる。定足数の定めがないことでこれまで何か問題があったか。むしろ、今なぜ、こういう定足数の定めを置くという提案がなされたのかということを考える必要がある。

小林副会長から説明があったが全く納得がいかない。弁護士会で日弁連の定足数について問題になったことは事実としてない。もし、人権大会の宣言が遠因となっているのであれば、それは対外的な形式を取り繕うという今の日弁連の姿勢が表れているということである。

今の総会、臨時総会の最大の問題は、大規模会の大派閥が、執行部の提案どおりの内容の委任状を集めて、そして弁護士会での議論を経ずに議事を進めていくということにある。執行部にとっては委任状を集めるのはとても容易なことであるが、現在の認証制度を前提にした仕組みの中では、反対意見を持つ者が委任状を集めようとするには非常に大きなハンディがある。今日も正に委任状の偽造とか変造ということが問題になった。認証手続について、議長は弁護士会の手続の問題だというふうにおっしゃったが、これは総会の効力を揺るがしかねない大問題である。弁護士会での事務手続に責任を転嫁してしまっはいけない。日弁連総会と言うまでもなく最高意思決定機関なので、その効力に係る事項について、日弁連は会として責任を持って調査すべき立場である。なぜ、これまで定足数の定めがなかったのか。それは会員がそれぞれ1票を持つ、若手であれ、ベテランであれ、対等に1票を持ち、そして総会に参加して議論するという直接民主主義の理念が尊重され、それがあべき総会の姿だと考えられてきたからである。

できるだけ参加するということであるが、定足数を定めることによって形式的な数集めに重点が置かれ、直接に総会に参加することが軽視される。これが現在の総会の問題であるが、それがますます深刻になっていくことは間違いない。提案に全て賛同する旨の委任状を集めることによって押し渡ろうとする執行部のやり方というのは、若手の会からの離反を更に進めていくものである。

また、総会招集請求権との抵触も極めて大きな問題である。300人を集めても臨時総会が流会にされる。そのこと自体が会内での自由な議論を押さえ込むものになる。先ほど、執行部を信用しろという話があった。私は弁護士のことは信用しているが、執行部のことは信用していない。そういう会員は非常に多いと思う。そういう理由で第8号議案に反対する。」

鈴木会員（愛知県） 「小林副会長がこれまでも日弁連の総会の定足数について議論がなされたと言われたが、私は少なくとも1990年代から総会のことについて関心を持ってきたが、一度もそういうことを聞いていない。今日、お答えできないとは思っているので、どこでどういう議論をこれまで蓄積したのか。私にとってみれば急なことである。委任状捏造問題が今日議論になっているが、今日の話は、捏造ではないかと思っている。

次に、中本会長から力強い話をいただいて、かなり安心したような気がするが、政治制度というのは中本さんのような考え方ではいけない。政治制度というのは、権力者を疑った中で作らなければいけない。そうであれば、中本さん、提案理由の中に我々とは言ってはいけない。そういうボイコット戦術などというものはあり得ないんだということを提案理由の中にきちんと書いてほしい。

私はこの問題をとても深刻だと思っている。かなりの人が深刻と思っているようであるが、今日の表決を見てほしい。第1号議案、第2号議案、賛成9,841名、反対が2,699である。約7,000の差がある。この7,000の差というのは大阪と東京で大半である。90何%、この7,000の差は東京と大阪で出ている。地方会はほぼ互角だと思う。多少、執行部案に賛成が多いとは思いますが、その大半は東京と大阪である。お調べ願いたい。したがって、私は、この定足数は危ないと思っている。東京、大阪の執行部を支えている方々がどう動くかによる。とても地方会が力を合わせても5,000人に達しない。このことを指摘したい。」

鍋島会員（神奈川県） 「白紙委任状を集めても白紙委任する人がどんなに集まってもいいと思う。その辺りは意思表示の一つである。今回、少なくとも3通、書かれた名前を当事者の承諾がなく消した上に、会長印が押され、その上に名前がある。これが故意ならもう弁護士自治を離れて刑事問題である。故意でなければ、書かれた意思表示と関係なく数の論理でやっているのか分からないが、書かれた名前は消していいというのが常態になっているとすれば、これはもう書面としての意思表示としてどうなのかとい

う状況である。まして、本来の意思表示と違う人が直接民主制の場に出てくるというのは、アゴラの丘によく分からないチョンマゲの侍が1人入って、ギリシャ人は殺せというようなものである。そのようなことが許されるわけがない。直接民主制である。

私は岡山に所属していたことがあり、しかもイソ弁のため事務所を抜けていくなど不可能であった。代理行使をするなら、それを変造されるということ、字を書き換えるということについて、危機感を持った状況で代理行使した方がよい。」

野村修一会員（第二東京） 「第8号議案に反対の立場から意見を述べる。

一つ目の問題点は、会員による総会招集請求権の妨げとなるということである。会長は責任を持って対処するとおっしゃったが、各地で住民投票が定足数、投票率の限界を超えなくて無効とされている事例があるというのは、御存じのことかと思う。それと同じようなことが、本当に日弁連で行われないのかどうか。先ほど、信用してほしいとおっしゃったが、委任状について形式的な面にすぎないということの問題を葬り去ろうとしたことから、手続について本当にクリアな観点からものを見てもらえるのかどうかということについて、本当に信用していいのかどうか。やはり弁護士は信用できても執行部は信用できないのではないかとここでも繰り返し言わざるを得ない。

それから、先ほど定足数とおっしゃったが、定足数を充足するために使われるのは結局委任状である。先ほどの偽造の問題についても、いみじくも副会長は、議場での議論、討論の内容を踏まえて議論が大切だというふうにおっしゃったが、そういうことが大切であるというのであれば、そもそも、例えばこの議場の内容をインターネット中継して各地で投票できるようにするなどの方法により参加率を高めるということも考えられていいにもかかわらず、委任状による投票行動だけを促すというはいかがなものかと考えている。

若手が参加しないから、若手の参加を促すために定足数を設けるという意味が分からない議論があったが、それはどういうことか。それは若手の日弁連離れ、要するに日弁連の総会が魅力のない場に成り下がっていることを示すものではないか。この点についても議題の内容を考えていくべきである。この定足数の設置ということでもたやすい問題ではない。会員による招集請求権を妨害するというこの定足数の設置に反対せざるを得ない。」

濱田会員（東京） 「先ほど、中本会長が、『私はそのような失態を演じるようなことはしません、信じてください』とおっしゃった。私は中本さんを信じている。ただ、愛知県の鈴木さんがおっしゃったとおり、制度というのは執行部を縛るために作られなければならない。万一のことも考えて作らなければならない。

私が所属している小会派は戦後できたが、当時、東京弁護士会は二大派閥によって人事が壟断されていて、大先輩たちはそのようなことはおかしいということを東弁の中で

発言した。しかし、無視され続けた。その中から、どうしても東京弁護士会をよくしなければいけないという考えの人たちが集まって作った会派である。これからそういうことがないということは保障できない。過去に主流派ではない会長が実際日弁連の会長をなさったこともあるわけだし、どこかの大統領のような人が当選するということだってないわけではない。そういうことを考えた上で、本当に少数者による招集請求権が定足数5,000を設けることによって踏みにじられていないかということ、きちんと考えていただかなければいけない。したがって、今日、委任状を50通集めてきている方も、この場で、この議論を聞いて、反対に回ったっていいわけである。是非そういう行動をとっていただきたい。」

室井会員（栃木県） 「定足数の改正について反対意見を述べる。定足数は必要である。組織である以上その意思決定について正当性が必要であって、それが極めて少数の出席者で決められては、やはり正当性に問題があると思うからである。

ただ、少数かどうかについては、総数との比較で検討されるべきである。実際、68期、69期、毎年1,400人以上入会しているところ、そうであれば瞬く間に人数が増え、今5,000人と決めても、すぐにそれが不当な割合の定足数になることは目に見えている。それにもかかわらず、具体的な目安、基準は、その都度の判断だということであるが、それでは結局、いつ改正されるか分からず、定足数の実質的な意味がないのではないのか。私としては、また栃木県弁護士会としては、確定数で決めた場合、是正を求める場合には、頻回に毎年、若しくは数年おきに改正の手続をもって議事をやらなくてはいけなくなってしまう。やはり割合で決めるのがいいという意見である。」

打田正俊会員（愛知県） 「第8号議案に反対の立場から意見を述べるとともに、執行部並びに参加の皆さんに要請をしたい。

本日、私は33票の委任状を行使している。この33票は、特段の留保がない白紙委任状なものであるから、これを全部の議案について一括行使をするわけである。そういう白紙委任状は、おそらくは執行部が集めたものということになる。したがって、この委任状を書いた人の多くは執行部を支持して議案に賛成するということを想定して出されている可能性が高い。しかし、私は第1号議案や第8号議案は反対であるから、全部反対に投票する。そうすると、委任者の意思と私の行動は乖離している可能性がかなり高いわけである。これを実質的に見ると非常に不健全な委任状行使ということにならざるを得ない。

日弁連総会は、先ほどから数字が出ているとおり、圧倒的に多くの委任状をもって開催され、決議されているわけであるが、その大部分は様々な理由から白紙で提出された委任状だろうと思われる。白紙委任状を提出した動機は様々なであろうが、東京、大阪で去年の3月のが7,000票あるということになると、様々な義理や人情、あるいは良

心的に出席しなければいけないが出席できないからということで出されている、必ずしも内容について執行部を支持するというものではない、そういう委任状がたくさん含まれていることは間違いないと認識している。

したがって、これまでに行われてきた日弁連の総会の決議というのは、かなり不健全な様相を色濃く含んでいるものというふうに見なければいけない。将来のことを考えれば、これを改革して個々の弁護士の意思が正しく反映されるような制度にしていく必要がある。それは、全国の会員がこの総会の様子を見守って自分の意思で投票するという制度である。これはネットでつないでやる以外にないわけであるが、先ほど執行部から話があった、一堂に会して議論することが重要であるということはそのとおりである。したがって、ここの会場はそのようにすればよい。その他各弁護士会に会場を設けたらいい。そこの会場に出席した会員はそこの会場で投票ができるような制度を考えればいい。技術的には現在では非常に容易なことと思うので、執行部は是非そのような方向での改善を御検討いただきたい。また、出席の会員諸兄におかれても、是非将来そのような方向へ持っていくようにお考えをいただきたい。」

北会員（東京） 「第8号議案に反対の意見を述べる。定足数自体はあってもいいと考えている。ただし、これは総体の人数が変動する以上、その何割、通常株主総会も全てそういう形になっているので、何割というのがやはり意思の確認としてよいのではないかと考えている。あとは提言に近いところであるが、結局のところ、今日委任状について私は変造ということを上申しており、議題としては流れてしまったがやはり実際にミスなのかどうかはちょっと分かりかねるが、そういう委任状というシステムはミスが入る。直接投票自体は、確かに非常に重要であると思う。そうであれば、今までの意見に出ていたように、今弁護士は一人ひとり日弁連のサイトでページを与えられているから、そこで事前ないし当日にネット投票が議題ごとにできるようにすればいい。これは技術的には特に難しいことではない。そこのページにたどり着けないという方はお金を払って来ていただく。その程度のリテラシーもないのであれば会場へ来てくださということとなる。基本的にはそのほうが費用も抑えられるであろう。

全員の、多くの、特に遠方の弁護士会の方がここに委任状を持ってくるというのは非常に大変であると思われ、それを求めるほうがむしろ直接投票という趣旨に反するのではないかと思う。議論として定足数5,000人ではなくて割合というのと、投票方法を委任状ではなくてネットでの投票というところを速やかに、適用していただければよいかと思う。」

鈴木会員（愛知県） 「議論を聞いていて、どうも半数近くの方が誤解しておられると思われるため、再度発言する。提案理由のなるべくなら第2、理由の1項を御覧いただきたい。定足数を新設する理由が三つ書かれている。一つは会員数が極めて増加した

こと、一つは総会が最高の意思決定機関であること、三つ目は、これは私が断定するに、4,999人は極めて少数だということである。定足数を5,000人に定めるということは、会員数が多くなればなるほど定足数を定めないものである。日弁連は、1万人ぐらいのときに定足数を定めていなくて、4万人ぐらいになったら逆に定めるという世間の常識と違うことをやろうとしている。

総会が最高の意思決定機関であるということは、日弁連だけではない。いずれの組織であっても総会が最高決定機関であろう。また、最近になって日弁連の総会が最高決定機関となったのではなく、昭和24年から最高決定機関である。したがって、この最高決定機関説も理由がないと思う。

最後に、先ほど申し上げたように、4,999人が極めて少数だと断じる点である。反対票が4,990票とは、多いことである。今日4時間近く議論したが、それでも反対票は2,700票しかない。したがって、何かとても勘違いして議決しようとしているというように思われたため発言した。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

第8号議案について採決が行われた。第8号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む） 1万2,030名

議案に賛成 9,814名

議案に反対 2,179名

棄権 37名

以上の結果、第8号議案は出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

中本会長から次のとおり挨拶があった。

臨時総会に最後まで御出席いただき感謝する。お陰さまで議案は全て可決された。しかし、反対意見の中には、貴重な御意見がある。本日の議案の執行、運用に当たっては、このような意見を十分に尊重し、この問題についても取り組んでまいりたいと思う。

最後に、栃木議長はじめ、副議長の先生方、またこの臨時総会の運営に当たって御尽力いただいた皆様方に心より感謝申し上げる。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以上

（調査室囑託 中村美智子 田村彰浩）